令和８年定例第２回市議会会議録（第３日）

令和８年６月18日午前９時30分定例第２回市議会をみやま市役所議場に招集した。

１．応招議員は次のとおりである。

１番	諸冨　正也	９番	前原　武美
２番	三小田　智裕	10番	上津原　博
３番	黒田　清隆	11番	荒巻　隆伸
４番	河野　一仁	12番	瀬口　健
５番	森　弘子	13番	中尾　眞智子
６番	奥薗　由美子	14番	中島　一博
７番	吉原　政宏	15番	宮本　五市
８番	古賀　義教		

２．不応招議員は次のとおりである。

16番　牛嶋　利三

３．出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

４．欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

５．本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井　千代	書記	森　杏子
参与	田中　裕樹	書記	池田　祐司

６．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋　盛人	契約検査課長	松尾　秀勝
副市長	森田　泰平	企画振興課長	渡邉　満昭
教育長	藤岡　育代	福祉課長兼福祉事務所副所長	姉川　秀樹
総務部長	椛嶋　晋治	子ども子育て課長	山下　優子
企画部長	坂本　生治	環境政策課長	中村　栄志
介護福祉部長兼福祉事務所長	田中　聡美	上下水道課長	松尾　友博
市民部長兼市民課長	松尾　郁代	都市計画課長	石橋　豊裕
環境経済部長	岡　俊幸	社会教育課長	村井　美和
建設都市部長	城戸　邦宏	教育総務課長	河野　成嗣
教育部長	堤　則勝	指導室長	永松　美奈子
消防長	宮本　一久	学校教育課長	髙木　美和
総務課長	平川　貞雄	財政課長補佐兼財政第１係長	上田　愛
財政課長	村越　公貞	総合政策課長補佐兼政策推進係移住定住担当係長	池末　洋
秘書広報課長	小柳　るみ	子ども子育て課長補佐兼こども家庭センター係相談担当係長	鷲頭　桂子
地域・防災課長	宮本　啓吾	子ども子育て課長補佐兼子ども子育て係長	大石　由美子
総合政策課長	大坪　康春	環境政策課長補佐兼環境衛生係環境衛生担当係長	益田　貴光

社会教育課長補佐 兼文化財係長	藤本　秀治	財政課財政係 財政第２係長	柿野　孝博
地域・防災課 地域づくり係長	末吉　直樹	企画振興課 企画・地方創生係長	福山　武
こども家庭センターこども家庭センター係母子保健担当係長	古賀　麻衣子	環境政策課 環境衛生係施設管理担当係長	笠井　秀紀
都市計画課 都市計画係都市計画担当係長	小柳　翔太	上下水道課 上下水道係長	小柳　秀作
社会教育課社会教育係スポーツ振興担当係長	野田　光孝		

７．付議事件は、次のとおりである。

(1)　一般質問（２日目）

質問者			質問件名
順位	議席番号	氏名	
6	1	諸冨　正也	１．インクルーシブ社会の取り組みについて
7	2	三小田　智裕	１．みやま市の現状と将来
8	6	奥薗　由美子	１．こどもの貧困対策および支援について
9	9	前原　武美	１．嵩む行政区負担等の軽減を
10	12	瀬口　健	１．「スポーツ都市・みやま」の宣言を ２．ナフサ不足、資材急騰による公共工事等への影響は ３．濃施山公園の改善を

午前９時30分　開議

○副議長（中島一博君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、議長におかれましては、所用により欠席をされておりますので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私のほうで進めさせていただきます。

日程第１　一般質問

○副議長（中島一博君）

日程第１．一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告していない質問がないよう、通告書に沿って質問を行ってください。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いいたします。執行部につきましても、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）（登壇）

皆さんおはようございます。１番議員、諸冨正也でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、主題をインクルーシブ社会の取組について一般質問をさせていただきます。

障がいの有無など、個々の様々な違いや課題を超え、全ての子供が同じ環境で学び合い、共生社会を構成していくことを目指すインクルーシブ教育、国際社会で2000年頃から提唱されるようになり、日本でも10年ほど前からインクルーシブ教育の実現は重要な教育課題として注目されるようになりました。

インクルーシブとは、英語で包み込むような、包括的を意味し、障がいの有無、国籍、年齢、性別、性的指向などにかかわらず、全ての人が排除されずに社会の一員として共生する包摂的な状態や考え方です。ＳＤＧｓの誰一人取り残さない理念に基づき、多様性を認め合い、互いに支え合う社会を目指す包括的なアプローチです。

インクルーシブが重要な理由は、多様な人々がそれぞれの能力を発揮できる社会こそが豊かで持続可能な社会だからです。インクルーシブを考える際は、従来のみんな同じを前提とした画一的なアプローチではなく、一人一人の違いを価値として捉え、誰もが排除されることなく参加できる環境をつくることを重視します。これにより、多様な視点やアイデアが生

まれ、イノベーションや社会の発展につながると考えられています。

インクルーシブ社会とは、インクルーシブが実現された社会、つまり、全ての人が社会の一員として尊重され、能力を発揮できる社会のことです。単に多様な人々が存在するだけではなく、一人一人が積極的に参加し、貢献できる環境が整っている状態を指します。この社会では、多様な人々が排除されることなく、教育や就労、政治参加、文化活動など、あらゆる場面で平等な機会を得られます。単に存在を認めるだけでなく、一人一人の違いを価値として受け止め、その人らしさが尊重される環境が整備されます。

インクルーシブ社会の実現には、バリアフリーやアクセシビリティの向上が不可欠です。バリアフリーは、物理的、制度的な障壁の除去を、アクセシビリティは、誰もが情報やサービスにアクセスできる環境づくりを意味し、これらがインクルーシブ社会の基盤となります。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、インクルーシブ教育を全ての子供を包摂教育とした上で、障がいがある子供も、性的マイノリティーの子供、外国にルーツがある子供、ヤングケアラーの子供など、多様な子供がいることを前提として、全ての子供の教育の保障を目指す理念だとしています。現在、世界のあらゆる国でこの教育理念の実現に向けた取組が求められています。

日本では、主として障がいがある子供も障がいのない子供も、全てを包み込む平等な教育を行うという意味で用いられています。文部科学省は、インクルーシブ教育システムを障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みと説明しています。

そのような状況も踏まえて、２点についてお尋ねします。

具体的事項１、インクルーシブ教育について。

インクルーシブ教育とは、障がいの有無、国籍、性別などの違いにかかわらず、全ての子供が同じ環境で共に学ぶ教育の在り方です。従来の教育では、特別な支援が必要な子供とそうでない子供とを分けて別々の場所で教育していたのに対し、インクルーシブ教育では、多様な学びの場を選択肢として用意しつつ、一人一人の障がいのある子もない子もできるだけ共に学ぶことを目指しています。本市の取組についてお尋ねします。

具体的事項２、インクルーシブ遊具について。

インクルーシブ遊具とは、障がいの有無や年齢、性別、能力にかかわらず、全ての子供が一緒に安全に楽しめるように設計された遊具です。本市の取組についてお尋ねします。

以上、２点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、先ほどの諸冨議員のインクルーシブ社会の取組についての御質問にお答えをいたします。

まず、１点目のインクルーシブ教育についてでございますが、こちらは、私のほうから御回答させていただきます。

本市におきましても、障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちができる限り同じ場で共に学ぶことを目指すことが重要であると考えております。

そのためには、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個々の持てる力を引き出すとともに、全ての児童・生徒が学習活動に参加している実態や達成感を持ちながら、充実した学校生活を送れるよう、適切な支援を行うことが不可欠でございます。

本市は、児童・生徒の自立と社会参加を見据え、その時点で最も的確な指導を提供できるよう、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場、多様なアプローチの仕方ができる環境を整備し、学習環境の充実に努めているところでございます。

具体的には、特別支援学級における専門的な指導と、通常学級での交流及び共同学習をバランスよく行うことで、障がいのある子供もない子供も、互いのよさを認め合い、尊重し合う心を育んでおります。こうした共に学ぶ経験は、多様性を分かち合い、支え合う共生社会を担う豊かな人間性を養うものであると捉えております。

今後も、インクルーシブ教育のさらなる推進に向け、ぬくもりのある教育環境の構築に全力で取り組んでまいります。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では続きまして、２点目のインクルーシブ遊具についてでございますが、こちらのほうは、私のほうから回答をさせていただきます。

インクルーシブ遊具の導入につきましては、近年、共生社会の実現や多様性を尊重する考え方の広がりを背景に、全国的に普及が進んできており、誰もが共に遊び、交流できる環境

づくりの観点から重要な取組であると認識しております。

本市におきましては、これまでインクルーシブ遊具の導入には至っておりませんが、福岡県が管理する筑後広域公園において、先月末に滑り台つきの複合遊具、クッション遊具、ユニバーサルブランコなど、10基のインクルーシブ遊具が整備されております。当日の体験会では、小学生や保育園児もおいでになり、大変好評でございましたし、その後も多くの利用があっていると伺っております。

本市といたしましては、インクルーシブ遊具の安全性や利用状況、維持管理の手法、保護者や利用者の声などを参考にしながら、誰もが利用しやすい公園づくりに取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

御答弁ありがとうございました。

では、具体的事項ごとに改めて質問をさせていただきます。

具体的事項１、インクルーシブ教育についてお尋ねします。

2013年、平成25年の学校教育法施行令の改正により、現在、障がいのある子供の就学先は、本人の状態や保護者の意向などを考慮して柔軟な判断ができる仕組みへと移行しています。小学校では2020年、令和２年度から、中学校と高校では2021年、2022年、令和３年、令和４年度から全面実施が、現行の学習指導要領においてインクルーシブ教育は重要な課題の一つとされております。

インクルーシブ教育は、福岡県教育委員会の指針に基づき、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が進められると思いますが、本市の取組についてお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

髙木学校教育課長。

○学校教育課長（髙木美和君）

インクルーシブ教育システム構築に向けた本市の取組についてお答えいたします。

福岡県の教育施策実施計画の中に、「障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就

学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。」、こちらが上げられております。

本市といたしましても、この指針に基づきまして、円滑な移行と個に応じた切れ目ない支援の実現に向け、以下の取組を推進しております。

まず、具体的な取組の第１としましては、就学前から途切れることのない支援の実施です。

小学校や中学校への入学前には就学相談、こちらを実施しており、保護者の意向を伺うとともに、保育園、幼稚園、療育センター等の関係機関と密に連携し、児童・生徒に最も適した学びの場や学校生活で必要なサポート、配慮について検討を重ねております。ここで把握した特性や支援内容は、入学先の学校へ確実に引き継ぐことで、入学直後からのスムーズな学校生活の適用及び適切な合理的配慮の提供につなげております。

第２に、専門的な検討体制の整備です。

毎年７月と12月には教育支援委員会を開催しており、本委員会におきましても、本人及び保護者の意向を十分に尊重することを基本とし、学校や関係機関と専門的な見地から連携を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場や支援内容を慎重に決定しております。

今後もこの一貫した継続性を軸として、就学前から卒業後まで、児童・生徒と保護者が安心して学びを継続できるよう、支援体制のさらなる充実を図ってまいります。

以上です。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

私は、インクルーシブ教育とは、全ての子供がお互いの個性や違いを認め合うことを学び、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ仕組みであると認識をしております。

一方、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて最も的確に応える指導を提供できる仕組みを構築することが重要であると考えております。

地域体制としては、南筑後教育事務所や自治体が連携し、特別支援教育の充実を図っておられると思われますが、本市の取組についてお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

髙木学校教育課長。

○学校教育課長（髙木美和君）

広域的な連携による特別支援教育の充実についてお答えいたします。

本市が所属する管内におきましては、教育事務所が主催する各種研修会が自治体間の枠組みを超えた貴重な連携と情報共有の場となっております。

具体的には、特別支援教育コーディネーター研修や特別支援学級教育課程実践交流会などが実施されており、近隣６市の教職員が共に参加しております。これらの場では、専門的な講義に加えて、各種の実践事例に基づいた演習や協議が行われており、自治体間の垣根を越えて実践的な指導力の向上と情報の共有が図られております。

また、学校間の連携としましては、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地の小・中学校の行事や学習に参加する居住地校交流を行っております。この実施に当たりましては、県立特別支援学校と市立小・中学校が事前の打合せや指導内容の検討において連携しております。こうした交流を通じて、障がいのある子供もない子供も共に地域で育つ一員であること、これを学び、お互いへの理解を深める貴重な機会となっております。

本市といたしましては、今後とも、教育事務所や県立特別支援学校、近隣自治体とのネットワークを最大限に活用し、地域全体で特別支援教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

特別支援教育は、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、障がいのある児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やそのほかの個々の違いを認識する様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎と考えております。

具体的策として、ユニバーサルデザインの視点から、全ての子供に対した学習環境が求められると思われますが、本市の取組についてお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

永松指導室長。

○指導室長（永松美奈子君）

ユニバーサルデザインの視点からの学習環境づくりについてお答えいたします。

本市では、全ての児童・生徒が、分かる、できるを実感できることを目指し、物理的な環

境整備と授業づくりの両面から取り組んでおります。

まず、環境づくりにつきましては、教室前面の掲示物を整理し、視覚的な刺激を抑えることで、集中して学習に取り組める環境を整えております。

また、個々の見え方や聞こえ方、注意の特性等に応じて座席位置を配慮するほか、失敗をからかわない、笑わない学級の雰囲気を大切にし、分からないことを安心して表明できる心理的な安全性の確保にも努めております。

次に、授業づくりにつきましては、本時の活動の流れを事前に示して見通しを持たせることや、板書において、どこに何を書くか、どの色のチョークを使うかを共有化することで視覚的な分かりやすさを追求しております。あわせて、質問や意見の伝え方といった授業のルールを明確にすることや、写真、絵図などの視覚的な資料及びＩＣＴ機器を効果的に活用することで理解を深める工夫を重ねております。

これらの取組は、発達に課題を持つ児童・生徒の困難さや困り感に寄り添うものであると同時に、結果として、学級の全ての児童・生徒にとっての分かりやすさにつながるものと考えております。

今後も一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援を充実させ、全ての子供が安心して学び、力を伸ばしていける学習環境の充実に向け取り組んでまいります。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

教育のユニバーサルデザインとは、障がいの有無や学習速度の違いにかかわらず、全ての子供が分かる、できることを目指す授業や環境づくりのことです。特別な支援を要する子だけではなく、クラス全員の学びやすさを底上げするアプローチです。児童・生徒が情緒的に安定し、落ち着いた学習態度や行動へとつながります。今後も児童・生徒に対する十分な支援ができるよう取り組んでいただければと思います。

個別の教育支援計画に基づいたサポート体制の充実が求められていると考えますが、本市の取組についてお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

永松指導室長。

○指導室長（永松美奈子君）

個別の教育支援計画に基づいたサポート体制についてお答えいたします。

本市では、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細やかな指導を行うために、全ての学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成、活用しております。

まず、個別の教育支援計画につきましては、家庭や福祉、医療機関などの関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた長期的・継続的な支援を行うための指針として運用しております。

また、この支援計画を踏まえた個別の指導計画により、日々の授業における具体的な指導目標や方法を明確にし、個々の実態に応じた適切な指導、支援を実践しております。

これらの計画を全教職員で共有し、通常の学級や全体など、集団の場面での個別の配慮や支援についても検討し、学校全体の支援体制を構築しております。

さらに、小学校から中学校への進学時には、これらの計画を確実に引き継ぐことで、学びの連続性を確保し、一貫性のある指導へとつなげております。

今後とも保護者や関係機関との連携の下、これらの計画を活用し、児童・生徒一人一人に寄り添ったサポート体制の充実に努めてまいります。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

インクルーシブ教育は、健常者にもメリットがあります。インクルーシブ教育、障がいのない子供の大きなメリットは、幼少期から多様性を自然と受け入れ、共感や配慮する力、思いやりを育める点です。障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ環境能力や相手の立場に立った視点を養う生きた教育の場となります。

インクルーシブ教育は、障がいの有無や国籍、個性にかかわらず、全ての子供が同じ場所で学び合う教育です。多様性を認め合う心を育み、誰一人取り残さない共生社会を実現する基盤となるため、必要とされております。また、相互関係を深め、各自の特性に応じた支援で最大限に伸ばす目的もあります。

インクルーシブ教育は、障がいの有無や国籍、文化、背景などの違いにかかわらず、全ての子供が同じ環境で共に学ぶ、育つことを目指す教育の在り方です。再度、藤岡教育長の見解をお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

それでは、お答えいたします。

私は通常学級、それから特別支援学級、特別支援学校で勤務した経験がございます。その中で、インクルーシブ教育の考え方や、それから、子供たちの連続した学びの環境を整えることの重要性については身をもって感じております。

本市には、障がいの有無や国籍、それから、性別などの違い、文化的な背景などの違いにある子供たちが在籍しております。インクルーシブ教育は、全ての子供の互いの差異を、そして、個性を尊重されながら共に学ぶ、そういう教育であると捉えております。

教育委員会といたしましては、現行の制度の中で最大限の環境が整えられるように努力してまいりたいと思っております。御支援をよろしくお願いいたします。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

御答弁ありがとうございました。

共生社会の形成に向けては、障がいの有無にかかわらず、全員が共に学ぶ仕組みを構築することは不可欠です。この仕組みの中では、一人一人の特性やニーズに合わせた合理的配慮を柔軟に提供することが全ての社会参加や相互理解を促す基盤となります。インクルーシブ教育のさらなる構築を進めていただきますようよろしくお願いします。

次に、具体的事項２、インクルーシブ遊具についてお尋ねします。

インクルーシブ遊具は、障がいの有無、年齢、言語、身体能力にかかわらず、全ての子供が一緒に遊べるように設計された遊具です。車椅子で上れるスロープ、身体を支えるハーネスつきブランコ、感覚を刺激するパネルが特徴です。違いを認め合い、共に楽しむ空間として、全国の公園で導入が広がっております。

先ほど御答弁の中では、残念ながらインクルーシブ遊具の設置に至っていないとのことでしたが、これまで何か具体的に検討されているか、お聞かせください。

○副議長（中島一博君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

おはようございます。諸冨議員さんの御質問にお答えいたします。

これまで導入に至っていないということで検討されたかという質問にお答えいたします。

具体的な検討はこれまで行ってはおりませんが、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、近年では、子供たちが共に遊び、交流できる環境づくりが全国的に進められておりますことから、本市においても、先進事例の情報収集を積極的に行いたいと考えております。

以上です。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

インクルーシブ遊具を整備する上でのメリットと課題について、本市の認識をお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

メリットと課題の認識はということでお答えします。

インクルーシブ遊具を整備するには、全ての子供たちが一緒に遊び、交流できる環境づくりにつながるものであり、互いを理解し合う心や多様性を尊重する意識の醸成が期待されるものと認識しております。

一方、課題といたしましては、通常の遊具と比較して整備費用が高額となる傾向があることや、設置スペースの確保、安全対策、維持管理費用への対応などが考えられます。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

今後のインクルーシブ公園、遊具の整備方針についてお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

今後の整備方針についてお答えいたします。

今後の整備方針につきましては、公園施設の更新や再整備の機会を捉え、誰もが安心して利用できる公園づくりの視点に立って、インクルーシブ遊具の導入についても調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

では、インクルーシブ遊具を計画的に導入する考えはあるのか、また、モデルとして１か所整備をして段階的に進めてはどうかと思いますが、本市の見解をお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

段階的に進めてはということですが、現段階では計画的に整備していくとの回答はできかねますが、１つの公園をモデルとして整備することは有効な手法の一つとして認識しております。

まずは、筑後広域公園や先進自治体の事例や利用者ニーズ、整備費用、維持管理面など総合的に勘案し、本市の実情に応じた整備の在り方について検討してまいります。

以上です。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

では、ここで先進自治体の事例を紹介させていただきます。

2026年３月末、大牟田市内でインクルーシブ遊具、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べる遊具が、おおむたアリーナ横の芝生広場、延命公園内に新しく開放されました。主な遊具は、小さい子供でも安心して座れるバケット型のブランコ、車椅子などからでもアクセスしやすい大型遊具、滑り台です。

特徴としては、芝生広場に隣接しており、子供から高齢者まで誰もが安全に楽しめるように設計されています。おおむたアリーナ横、延命公園内に新設されたインクルーシブ遊具広場は、体が不自由な子や小さな幼児でも安全に楽しめる設計が、子供が大喜びする、付き添

う親も安心と市民から絶賛をされています。車椅子のまま乗れる仕掛けや全身をすっぽり覆うブランコがあり、年齢や障がいの有無にかかわらず、安全に遊べると高く評価をされております。巨大なお豆腐トランポリンやミストが出る仕掛けが子供たちに大人気で、また、床面が柔らかいゴムチップになっており、転んでもけがをしにくい工夫もされていて、大いににぎわっているそうです。

2022年、令和４年のワークショップの中で、公園を増やしてほしい、その際、ブランコを子供用の足が通せる落下防止つきのブランコを造ってほしい、また、赤ちゃん用の公園やインクルーシブ公園も造ってほしいという御意見、御提案があり、おおむたアリーナ横の芝生広場、延命公園内に整備がされたそうです。

また、お隣の県の熊本県南関町、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べるインクルーシブ遊具を導入した複合遊具施設NANKAN TOPPARKが整備をされております。町内の新しい遊び場として、小さい子供から車椅子を利用する子供まで、誰もが分け隔てなく安心して楽しめる施設となっております。広さは、駐車場を含め約3,000平方メートル、事業費は約163,000千円で、国の社会資本整備総合交付金を活用されたそうです。施設内には、座った状態で揺れを体感できるスプリング遊具など、３種類のインクルーシブ遊具を設置。このほか、複数の滑り台を組み合わせた大型複合遊具（高さ６メートル）や、ブランコ、休憩所もあります。障がいのある子もない子も共に遊べる工夫が凝らされており、誰もが疎外感なく楽しめる施設として高く評価されております。町が進める住んでよかったと思えるまちづくりの一環として整備され、町民にとって待望の新たな交流拠点となっているそうです。

先ほど御答弁の中にもありましたが、先月30日、筑後市とみやま市にまたがる県営筑後広域公園において、筑後市側に新たに整備された「インクルーシブな遊具広場」の完成記念式典が行われ、当日、服部誠太郎福岡県知事、蔵内勇夫福岡県議会議長をはじめ、多くの関係者が出席され、本市からは松嶋市長、牛嶋議長が出席したとお聞きをしております。体を起こしたままでも寝そべった姿勢で利用できるブランコ、車椅子に乗ったまま楽しめるパネル遊具、ドーム状遊具など、10基の新しい遊具が整備されております。広場の中には大屋根広場も設置され、これから暑くなる季節でも大きな日陰の下で休憩したり、子供たちの様子を見守ったりすることができます。

なぜ今回、この一般質問に至ったかという経緯は、健常者と障がい児の２人のお子さんがいらっしゃる保護者の方から、健常者の上の子を公園で遊ばせるときに、障がいのある下の

子は遊べる遊具がなく、ずっと車椅子に座って様子を眺めているだけになってしまっている。ぜひみやま市にインクルーシブ遊具、公園整備をしてほしいとの御相談を受け、この質問に至りました。

私は、本市にインクルーシブ遊具、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べる遊具が一つもなく、導入の必要性を強く感じているところです。ぜひ本市にもインクルーシブ公園、遊具の整備導入をお願いしたいと思います。

私は、公園は地域コミュニティーの活性化に寄与することが求められていることから、誰もが楽しめる、快適に利用できる環境を提供するために、インクルーシブ遊具を整備、導入することは有効な手段の一つであると考えております。このため、新たな整備や改修等の際には、先進事例や周辺の環境、施設の状況、市民の要望を勘案し、検討していただけると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

諸冨議員さんの御質問にお答えをいたします。

先ほど一般質問の中で、今日の質問をされる経緯については、保護者の方からそういう相談を受けたということで十分理解いたしました。このような現状があることにつきましては大変重く受け止めております。

子供たちが障がいの有無にかかわらず、一緒に遊び、成長できる環境づくりは重要だと思っております。

先月の福岡県営の筑後広域公園内のインクルーシブ遊具の開所式というか、私も参加させていただきました。先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、保育園、幼稚園の子供たち、小さいお子さんも含め、障がいのある方も何人かおいでいただいて来られましたけれども、非常に喜んで遊んでおられました。先ほどの担当課の答弁の繰り返しになるかもしれませんけど、利用者の声や先進事例も、先ほど議員がおっしゃったようなところもしっかり調査研究いたしまして、インクルーシブの導入に向けて検討をしてまいりたいと考えております。当然、学校の中でも、小学校、中学校、特に小学校の中でも障がいをお持ちのお子さんもおいでになるわけですので、学校の遊具に関しても、当然そこも考慮していかないとと考えておりますので、それもまた、教育委員会、担当課を合わせて検討をしてまいりたいと思

います。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

１番諸冨正也君。

○１番（諸冨正也君）

御答弁ありがとうございました。私は、インクルーシブ遊具は、障がいの有無や年齢に関係なく、全ての子供が分け隔てなく一緒に遊べるを最大の目的とし、誰もが同じ空間と時間を共有し、互いの違いを自然に受け入れられるインクルーシブな社会の基盤を、遊びを通して育むという温かい願いが込められていると考えております。

現在、子供たちが自由に遊べるスペースの確保が難しくなっています。都市部では、住宅の拡大に伴い、かつて子供たちが遊んでいた空き地や小さな広場が姿を消しつつあります。また、安全への配慮から、公園遊具が撤去されたり、利用制限がかけられたりするケースも増えています。自治体の調査では、都市公園の約６割がボール遊びを禁止するという結果などもあり、子供たちが伸び伸びと遊べる環境が少なくなっています。

一方では、親は子供を安心して遊ばせる環境を必要としています。誰もが安心して利用できる空間づくりの一環として、公共施設では、年齢や特性にとらわれず楽しめるインクルーシブ遊具の整備導入がされております。多様な背景を持つ子供たちが同じ空間で遊び、互いの違いを自然に受け入れる経験が育まれます。これは将来的に地域社会全体の寛容さや多様性を尊重する文化を築く土台となります。

インクルーシブの考え方を取り入れる地域はみんなで育て合う優しい場となり、いろんな個性を大切にできる空気が広がります。本市に一日も早くインクルーシブ公園、遊具の整備、導入をしていただくこと、そしてまた、御相談に来られた保護者の思いが報われることを願い、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中島一博君）

続いて、２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）（登壇）

皆さんこんにちは。２番議員、三小田智裕であります。ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告に沿い、これより一般質問を始めさせていただきます。簡明かつ有益な問答をと考えております。最後までどうぞよろしくお願いします。

そして、傍聴席にお越しの皆さん、また、中継を御覧の皆さん、最後まで御視聴のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問ですが、みやま市の現状と将来を主題とさせていただきます。

みやま市が誕生して、やがて20年を迎えようとしていますが、本市は自然豊かな環境や観光資産、歴史的資産が多いことは言うまでもなく、みやま柳川インターや有明海沿岸道路、ＪＲや西鉄といった交通の利便性が非常によく、福岡市と熊本市とのちょうど中間地点ということもあり、交流拠点としても私たち市民が暮らしていく上での環境は恵まれたものであり、都市部にはない、ゆとりある生活環境だと感じているところであります。

しかしながら、本市には当然、現状の課題や問題が少なからずあり、先ほど申しました生活環境のよさや交通インフラのよさが持続可能なみやま市のまちづくりに十分に結びついているとは言えないのが率直なところではないでしょうか。

そこで本日は、私が考えるものの中から３つを取り上げ、市政はこれらのことをどう認識しているのか、本市の現状をどう捉え、将来をどう考えているのかを尋ねるところです。

まず１点目ですが、人口減少問題についてです。

本市の人口は依然として減少し続けていますが、人口減少は単に人が減るという問題ではなく、市の財政、地域経済、地域コミュニティーに連鎖的な影響を与える大きな問題です。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口減少が続いた場合、令和22年には約２万6,000人、そして、令和42年には約１万7,000人まで人口が減少すると推計されています。これについては、昨年度制定された第３期まち・ひと・しごと総合戦略における人口ビジョンにおいて、若年層の転出抑制に取り組み、就業機会の増加や、結婚、子育てに関わる支援策の充実等により、目標人口を令和42年で２万3,000人以上とする将来展望とし、各種施策が策定されました。

人口の減少に伴い、今後予想される影響としては、税収の減少、社会保障費の増加、公共施設維持費の負担増、空き家や空き店舗の増加、事業所の減少といった様々なことが想定され、もはや人口減少問題が本市の最重要課題の一つと考えられる状況です。

そこで、人口ビジョンで掲げられている４つの基本目標と、それに沿った具体的な取組について、その現状と検証の詳細について尋ねるものです。

次に２点目ですが、本市に設置されている基金について尋ねます。

本市では、財政調整基金及び各種特定目的基金が設置されています。中でも財政調整基金

は、言わば本市の貯金であり、景気悪化による税収減や急な財政需要等に備えるためのものでありますが、本市の基金積立額がどのように推移してきたのか、適正額はどれくらいと考えられているのかを尋ねます。

本市の基金を全部合計しますと、本年度当初では約10,280,000千円であり、これらについて、本市が保有する基金をなぜ人口減少対策や定住促進、子育て支援などにもっと大胆な活用をしないのかといった市民の声も聞こえてくるところです。

そういった中、特定の支出に色分けされていない財政調整基金は、残高を維持または増やすための基金なのか、あるいは活用するためのものなのか、今後どのように運用していく方針なのかを問います。またあわせて、特定目的基金の運用状況と今後の方針についても尋ねます。

最後に３点目ですが、公共施設の現状と課題について問います。

これは、昨日の河野議員の一般質問で鋭い問答があったと思います。それで、重複するところもありますが、改めて問わせていただきたいと思います。

本市には、総合市民センターをはじめ多数の公共施設がありますが、中には利用の少ない施設や老朽化が著しく維持することが困難になりつつある施設も見受けられます。少子高齢化が進む中、今後は、公共施設の大規模改修や建て替え費用が一斉に発生することが予想されるところです。将来世代に過大な負担を残さないためにも、公共施設の在り方を見直す時期に来ていると考えられるのではないでしょうか。

現在、本市が所有している公共施設の総面積と更新費用をどのように把握しているのか、今後削減または統廃合を検討している施設があるのかを問います。

以上３点が今回の質問であります。私が考える10年後のみやま市の姿は、優しくて強い地方都市です。人口減少時代における選ばれる強い地方都市みやま市に転換するには、人口の流出を抑止し、流入を促進するため、企業誘致や生活環境の向上、子育て支援等、将来に対し投資をする必要があり、また、公共施設についても、市民が過大な負担なく最大限有効に活用できるよう、本市が保有する基金や資源を最大限に活用すべきだと考えております。

こういった視点からの質問と御理解いただいて、答弁をお願いします。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、三小田議員のみやま市の現状と将来との御質問にお答えをいたします。

まず１点目の、人口減少に対する危機感と現状の対策でございますが、本市の人口減少が続いている状況は、議員御指摘のとおり深刻な課題でございます。

本市の人口は、合併時の約４万3,000人から令和７年国勢調査の速報では３万3,029人へと減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和42年には１万7,425人まで落ち込むと予想されております。このような人口減少は、生産力の低下、消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な担い手不足や、地域文化、コミュニティーの維持困難をもたらすもので、本市の将来に大きな影響を与えることから、強い危機感を持っております。

本市が掲げる人口ビジョンでは、令和42年時点での将来目標人口を、先ほど申し上げた社人研推計より約6,000人多い２万3,089人と設定をしております。この目標達成に向けて、合計特殊出生率の上昇、雇用の場確保による若年層流出の抑制、子育て世代の転出抑制と転入促進に取り組んでいるところです。

具体的には、新婚世帯や子育て世代への支援策、奨学金返済支援制度、マイホーム取得支援制度など、人口減少に歯止めをかけるため取組を進めております。

さらに今年度は、移住・定住報償費の拡充や転入世帯家賃補助及び民間賃貸住宅リフォーム補助を新たに行うなど、移住・定住促進にも積極的に取り組んでおります。

今後も、本市の豊かな自然環境と地域資源を生かしながら、働く場所の確保、宿泊施設をはじめとした企業の誘致、交流人口、関係人口の増加を通じた定住増加への取組を推進してまいります。

次に、２点目の基金残高の推移及び効果についてでございます。

本市の財政調整基金は、合併以降、災害など不測の事態への備えとして積立てを行ってまいりました。合併当時は約31億円でございましたが、普通交付税の合併算定替えの優遇措置分などを積み立てたことにより、平成28年度末には約52億円と最も積立てが多くなっております。その後、予算編成時の財源不足に対応するなど、基金の取崩しを行ったため、昨年度末の残高は約40億円となっております。

財政調整基金の適正額についてでございますが、一般的に標準財政規模の10％から20％程度とされており、本市の適正額は約10億円から20億円程度となっております。

本市といたしましては、経済状況の悪化に伴う市税の大幅な減収や、不測の支出増加に対処し、中・長期的に安定的な財政運営を行うために、これを下回らないよう積立てを行って

いるところでございます。

今後どのような政策に活用するのかということでございますが、財政調整基金は、市民の生活を守る緊急時のための貯金でもあります。今後も災害など、予測困難な緊急事態への対応や、安定的な財政運営を支える基盤として活用していきたいと考えております。

また、特定目的基金につきましては、その目的に応じて複数の基金を設置しており、市の重要施策を推進するための貴重な財源でございます。今後も、各基金の条例に基づく設置目的に応じた適切な活用を図ってまいります。

次に３点目の、公共施設の現状と課題についてでございますが、公共施設等の財政負担の軽減、平準化とともに、安全確保を目的とし、統廃合を含めた社会情勢や財政状況の変化に応じるため、みやま市公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定いたしました。

当該計画は、期間を平成29年度から令和８年度までの10年間としており、中間年の令和３年度で見直しを行っております。

策定当初の公共建築物の総床面積でございますが、16万6,000平方メートルで、削減目標を10％としておりましたが、中間年の改定時に総床面積が増加していたため、修正をしております。

その見直しの後から今年度末にかけても不要な施設の解体は行っておりますが、総合市民センター、学校建設等で総床面積はさらに増えており、削減目標を達成するのは現在は厳しい状況でございます。

また、維持費用ですが、計画策定当時、今後40年間の更新費用を試算しており、建物及びインフラを含めたその総額は1,780億円となっております。現在の人件費及び物価の高騰により、さらに増えるものと考えております。

今後の公共施設については、住民ニーズを考慮するとともに、統廃合についても十分検討を行いながら、みやま市公共施設等総合管理計画の見直しを本年より２か年かけて進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

市長ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁を聞いて、今後のみやま市の課題等が明らかになりつつあると思いますので、１つずつ質問をしていきたいと思います。

まず人口減少問題、これについてお尋ねします。

先ほど冒頭申しましたとおり、まち・ひと・しごと総合戦略の中の人口ビジョン、これは令和７年から令和11年にかけてどういったことをやるかということを施策で決められているわけですけど、この中で基本目標というのがあります。今日、傍聴に来てありますので、改めてちょっと読ませていただきますが、基本目標が４つ。

１つ目、「しごとをつくり、安心して働けるようにする」、２つ目、「人を定着させ、還流・移住を促進する」、３つ目、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、４つ目、「安心・安全で、持続可能な活力ある地域をつくる」とあります。

この４つの基本目標を基に、合わせて26の具体的取組を策定されて、令和７年度以降、５年間をかけて実施していくという考え方ですね。

まず１点目にお尋ねしたいのが、これらの取組によって、いずれも設定したＫＰＩという評価指標を用いて評価検証を行っていくとされているが、令和７年からこの施策が始まって、具体的取組状況と評価検証の時期がいつなのか、これをちょっとまず最初にお尋ねさせてください。

○副議長（中島一博君）

渡邉企画振興課長。

○企画振興課長（渡邉満昭君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどありましたみやま市まち・ひと・しごと創生会議につきましては、いわゆる産学官金労言と言われる各種団体で構成されております外部会議がございまして、そちらが今申し上げましたまち・ひと・しごと創生会議になっておりますが、この外部会議におきまして、先ほど議員申されましたＫＰＩを用いまして、進捗管理であったり、その効果についての検証を行う、これを毎年行うようにしております。

今回、令和７年度の取組についての効果検証につきましては今年８月を予定しておりまして、現在、市庁舎、庁内の各課で報告されております進捗状況を今取りまとめているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

ありがとうございます。

過去、令和６年度までの５年間の評価が去年４月の全員協議会で報告されたと思うんですけど、令和６年度までの５年間ですから、令和２年度ぐらいからの５年間、評価、ＫＰＩとはＳとＡとＢとあります。個別に見れば、よくできているＡとか、達成しているＳとか見受けられるんですけど、総括したら、ほとんどがＢ、進捗していないだったんですよ。何でかというと、これは新型コロナの影響で社会経済活動の抑制もあったわけです。だから、思うように施策が進められなかったということがあったんだと思うんですけど、社会経済活動の抑制もほぼなくなった現在、施策は順調に進んでいるんでしょうか。何か障がいとなるようなものがあるのか、どういった見解なのか、そこをちょっと教えてください。

○副議長（中島一博君）

渡邉企画振興課長。

○企画振興課長（渡邉満昭君）

令和６年度、令和７年度、今年度に関しては令和７年度の実績を今回８月に検証しますので、その中で明らかになってくるかと思いますが、イラクの情勢――中東情勢であったり、昨今の人件費等の物価高騰もありますけれども、その辺がどのような影響でいくかというのはしっかり注視していきたいと思っておりますが、一旦は８月の外部会議の中でしっかり検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

では、その８月の検証結果を待って、それを見させていただいてから、また新たにそこら辺は質問させていただきたいと思います。

この中にある若者の流出を抑止し、転入を促進するとあるんですが、若者の流出と転入、どんなふうに把握されているのか。何かそれに対する目標数値とかがあるのか、どうなんでしょうか。

○副議長（中島一博君）

渡邉企画振興課長。

○企画振興課長（渡邉満昭君）

毎年、社会動態は把握、分析をしておりまして、直近の状況を申し上げますと、10代、20代の若年層につきましては、令和４年から令和６年にかけては、毎年、転出数が転入数を170名程度上回っているという転出超過が170名程度続いております。令和７年につきましては、その170名から130名に今少し改善はしているということでございますけれども、これが続いて転出超過の抑制になるかどうかは今後しっかり注視をしていきたいと思っております。

また、若年層に限った目標設定ではございませんけれども、今回、第３期の総合戦略の中におきましては、計画最終年の令和11年においては社会増減数をプラマイゼロという形の設定目標にしております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

転出はやっぱり170人もおるとですね。みやま市の大きな課題として、うちの子供もそうだったんですけど、進学や就職を機にみやま市から出ていっちゃう、これが課題だと思うんですよね。市内に大学はもう今ありませんし、市内で就職できるような会社も都市部に比べたら少ない、やっぱりどうしても出ていってしまう。でも、そういう中で、久留米でも福岡でも熊本でもいいんですけど、仕事はもうそっちでやってもらってもいいけど、みやまに残っていただきたいというのが私の率直なところなんですよ。だから、若者が残れる環境をつくる努力義務があると思うんですよね。それが、細かいところでいくと通勤の問題であったり――通勤交通費の問題であったり、時間の問題であったり、様々なことが考えられます。だから、通学定期支援制度でしたっけ、ちょっと正式名称は忘れたんですけど、ああいう制度を創設していただいていますし、市長答弁にもありましたけど、こういうところを支援策、様々考えていっていただいております。これをさらに強化していっていかなければならないかなというふうに考えております。なかなか一遍出ていったら戻ってきませんしね。

そしたら、人口流出に関するお尋ねはここまでとして、次に、シティプロモーションです。

シティプロモーションは昨日も一般質問あったと思いますけど、人口減少が進む中で、本

市ではシティプロモーション戦略が策定され、本市が持つ魅力を発信し、移住・定住促進や交流人口の増加を図っているとされています。

ところが、具体的にどのようなプロモーション活動が行われているのか、それによる効果が具体的にどんなふうな効果が上がっているのかというのがちょっといまいちよく見えない。昨日のお話の中では、プロモーションの民間委託及び地域おこし協力隊によるプロモーション活動をやるというふうなお話があったんですけど、例えば、こういうティックトックとか、いろいろ今ありますよね。もうちょっと具体的に説明してもらっていいですか。

○副議長（中島一博君）

大坪総合政策課長。

○総合政策課長（大坪康春君）

皆さんこんにちは。三小田議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨日ちょっと吉原議員のほうの一般質問でも少しお答えをいたしました。令和７年度に新たにシティプロモーションの「みやま暮らし」というインスタグラムの立ち上げをしております。現在、フォロワー数が800人を超えているという状況でございます。ただし、これも常時情報をアップデートしないと皆さん見ないということになろうかと思います。地域おこし協力隊を来月から採用いたしまして、情報発信の強化を図っていきたいと。その中で、みやまに住んでおられる方の、例えば、こういった作物を作ってありますとか、こういった事業をしていますといったような紹介も含めてみやまのＰＲをやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

ありがとうございます。インスタはもちろん私も見ました。今、課長がおっしゃったフォローは800人、少ないですね。万とか、そこら辺にいかんとやっぱりですね。ということは、コンテンツを常時上げていかんといかんということなんですよ。地域おこし協力隊の方も今度されるということですので、そのコンテンツの強化にはぜひぜひ力を入れていただきたいと思います。

ほかにも、ティックトックとかを見ると結構みやま市出ているんですよね。ただ、お店の

紹介、うどん屋さんの紹介だとか、ラーメン屋さんの紹介だとか、ああいうのは結構あります。ただ、移住・定住を促すようなのはなかなかちょっと見受けられませんので、そこら辺はちょっと工夫をされて、課長よろしくお願いします。

移住・定住の話をしましたが、移住・定住については昨日も一般質問ありました。

私からもちょっと質問をしたいと思いますが、私は総務常任委員会に所属しておりまして、多くの自治体に行政視察に行ってまいりました。大都市部はちょっと別にして、それ以外の地方都市はほとんどが移住・定住、人口減に悩んで腐心されておるわけですよ。移住・定住を促進されて、シティプロモーションなり、そういった、市長がおっしゃった支援策であったり、もういろんな工夫をされています。もはやこれは自治体間競争ですよね。日本の人口は総じて減少傾向にありますので、パイが少なくなっていく中で、うちの市と隣の市、こっちの市、やっぱり取り合いになってきているような状況だと思うんですよ。

そこで、本市は、これまでよそから移住あるいは定住された方を具体的にどんなふうに把握されているのか。引っ越して転入、転出というか、子供さんが帰ってきたとか、いろんなパターンがあると思いますけど、純粋な意味での移住・定住について、数値的にどんなふうに把握されていますか、教えてください。

○副議長（中島一博君）

大坪総合政策課長。

○総合政策課長（大坪康春君）

お答えいたします。

先ほど渡邉企画振興課長が、転入、転出の数字は言ったとおりでございます。住基上の転入、転出は数字できちっと出る形になります。

ただし、三小田議員先ほども少しおっしゃいました、移住・定住者をどういうふうにカウントするかという、その定義がすごく難しゅうございまして、例えば、一時的にアパートを外に出て戻ってきた場合も転入者という形にカウント上はなります。ただし、もともといらっしゃった方なので、その方を移住者と捉えるかというのは非常に難しい面があるかなと思っております。

総合政策課のほうで、実は転入世帯のマイホーム取得とか、家賃、アパートの補助金を出しております。こちらは補助金申請をされた方の件数のほうは把握しているところでございます。

大体、新規のマイホームの転入世帯、マイホームを建てられた世帯については、令和５年度で24件、令和６年度で38件、令和７年度38件ということで、転入されてマイホームを建てられた方の件数は当課のほうでは把握している状況でございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

もうそれはやっぱり移住でしょうかねと私は思うんですけど。

それで、移住・定住に関する相談、現況はどんな感じですか、あっていますか。

○副議長（中島一博君）

大坪総合政策課長。

○総合政策課長（大坪康春君）

移住の相談の件数、こちらも数字は把握しておりますので、３か年ほどの数字を申し上げます。

令和５年度14件です。令和６年度18件、令和７年度が31件ということで、ちょっと令和７年度は増えていると。最近、移住を希望されている若い世代の方、これは本市だけじゃなくて、全国的に増えている傾向が少しあるのかなというふうに分析をしております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

いい傾向ですね。でも、よそに比べると少ないとですよ。私が視察に行ったところは年間何百件とかいうところがありましたので、さっきのプロモーションと併せて、ぜひそこら辺も積極的に進めてください。

１つ、あった事例をお話ししたいんですけど、私は議会報編集特別委員会に所属しております。それで、去年の10月、取材に行ったところが高田町にお住まいの方で、御主人が外国人の方なんですよね。オーストラリアより移住されてきた方です。奥さんはもともと大牟田の方でした。奥さんも当然、オーストラリアにいらっしゃったんですけど、日本に帰りたいな、日本で農業をやりたいなということで、いろいろ向こうの現地からインターネットを利

用して相談されているわけなんですよ。今、高田町にお住まいなんですけど、何でみやま市を選ばれたか。みやま市に相談したところ、相談に対するレスポンスが一番よくて非常に親切だった。それと、親身になって相談に乗ってくれて、小さいお子さんがいらっしゃるんですけど、子育て支援にも手厚く、人と人との距離が近いということをおっしゃっていました。これは議会だよりを見てください。

こういったこれは成功事例でしょう。何かの窓口がきっかけでみやまがヒットされて相談されて、ああ、ここはいいなということで移住されてきたわけですよ。恐らく今後こういうことが出てくるかと思いますので、よりレスポンスよく親身になって相談に乗っていただくよう、大坪課長よろしくお願いします。

それと、人口ビジョンの中の話に戻りますが、雇用機会の創出に取り組むとあります。さっきの若者の流出を防ぐ目的でもあるんですが、企業誘致に関しては何度も議論してきたところで、おかげさまで今、誘致も進んでいるんですけど、雇用機会の創出という点で、既存の地場企業に何か働きかけをされたことがあるのか、働きかけしたことはありませんか、どうなんでしょうか。

○副議長（中島一博君）

岡環境経済部長。

○環境経済部長（岡　俊幸君）

おはようございます。非常に申し訳ございませんけど、担当課長が来ていませんので、その分については、直接、既存企業に働きかけをしたかというのは、私がここで把握のほうはできていませんけど、新たな方については、移住定住起業支援補助金を昨年度までは行っておりました。本年度からは移住しなくても市外の事業者が市内に起業する方に対しての補助という形で要綱を変更させて起業を促しながら、起業することによって雇用も生み出したいという考えでそういう行いを行っております。申し訳ございませんが、既存の企業に対しての部分についてはまた後ほど分かったらお知らせしたいと思います。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

どうもすみません。

それで言いたいのが、皆さんもよく目にされると思うんですが、今、市内のほうでも外国

人労働者が結構増えとっですね。仕事はやっぱりあるわけですよ。自分がどういった仕事をしたいかというのはちょっと別問題として、やっぱりその仕事、就職先というのがあると思うんですよね。だから、既存企業もニーズを掘り起こして、そういう雇用の機会が創出できればいいのかなというふうに考えます。ただし、これは相手があることですので、一朝一夕にはいかんとは思いますけど、やっぱりそういうことも着手していかんといかんかなというふうに考えております。必ず雇用機会創出のチャンスになると私は考えております。

いろいろ申し上げましたけど、人口減少は、冒頭申し上げたとおり、本市の最重要課題というふうに私は考えておりますので、令和42年２万6,000人とは言わず、現状以上の目標でいっていただきたいというふうに考えております。

次に２点目、基金について質問させていただきます。

市長答弁によれば、令和７年度末の財政調整基金は約40億円、本年度当初ということであったが、予算資料を見ると、本年度、令和８年度末の残高の予想額は約18億円になっているんですよ。予算書を見たら、当初40億円あった財政調整基金が、取崩しと繰入れ等をざっと計算してみると、今現在25億円ぐらいになっているのかなというふうに考えるんですが、これが予想額として今年度末18億円となって、市長答弁によれば10億円から20億円で適正というふうにおっしゃっていますけど、かなりの減少だと思いますけど、市長、これについてどう思われますか。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員御指摘のとおり、本市では予算編成時において、義務的経費の増加などで歳出に対して歳入予算の不足が続いておって、その不足分を基金の繰入れにより収支の均衡を図っている状況が続いております。

先ほどおっしゃったように、財政調整基金は、昨年度末で約40億円ございました。その必要な経費について、財政調整基金を一応繰り入れて予算編成をしているわけです。そういう部分で、約20億円を超える部分を財政調整基金から持ってきておりますので、予算編成当時はその分を減らすとなると、財政調整基金の令和８年度末の残高見込みが1,890,000千円となっておるということで今おっしゃった部分ですが、先ほど申し上げたように、予算編成時は、そのような形で財政調整基金から予算編成を行っているということでございます。

それで、今さっき申し上げたように、年度末が1,886,000千円、つまり、19億円程度まで減少しているんですが、これが全部が全部それを使うということではなくて、令和７年度においては、実は1,470,000千円の繰入れを当初予算に計上しておりました。決算ベースでございますけど、1,475,000千円の繰入れはしたんですけれども、決算ベースでは４億円の取崩しで済んでおるわけですよ。ですので、そういう面でいうと、1,075,000千円はそのまま財政調整基金に残しておくことができるということになりますよね。

ですから、例年、歳入は予算より多く入る場合が多く、歳出は予算より少なく支払う場合が多いわけでございますので、決算ベースで考えますと、令和８年度末の財政調整基金残高はここまで減少しないものと思っておるわけでございます。

いずれにしましても、財政調整基金の減少が続いておりますので、歳入に見合った歳出を念頭に、成長と健全化が両立し得る持続可能な財政運営にしっかり取り組んでいかないといけないと思っております。

財政調整基金、これは一般家庭で申しますと、いざというときの貯金でございますので、そういう意味で言いますと、できるだけその貯金を取り崩さないようにやっていかないと、持続可能な将来的なみやま市を維持していくための基金としてしっかり無駄遣いをせずにやっていくことが必要だと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

残高が減ったから駄目、増えたからよしと私はちょっと思っていないんですよ。そりゃ、残高が多けりゃ多いにこしたことはありません。ただ、市長が今言われた成長と健全性を目的とする基金になっとかないかんと思いますので。

で、思うのが、もう成長という言葉が出たから今思いついてお話しするんですけど、昨日、中学校の給食費のお話がありましたよね。だから成長、いわゆる未来への投資と考えて、財政調整基金を活用して前倒しでもう無償化できんかな、そういう考えはありませんかね、どんなでしょうか。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

実はその点については非常に悩みました。私も無償化はしたいという気持ちは十分あります。そういう面で将来の市の財政を考えたときに、やっぱり均衡を図っていかないといけない。特に子供たちの命を守るということで、昨日、教育委員会からも答弁がありましたように、命を守るための緊急通報システムに約120,000千円ぐらいだったかな、１億円以上のお金がかかるわけですよ。その分も優先して今回、それからまた、来年、再来年とみやま中学校のほうまでつくっていくわけでございます。

給食費につきましては、毎年毎年の経費としてずっとこれから出していくわけでございます。ですので、そういう部分で今までの歳入歳出を考えたときに、持続可能を考えたときには、まず、緊急通報システムの構築が終わってからと、そして、中学校のほうにその分を持っていければというふうに苦渋の決断をさせていただいたところでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

分かりました。給食費に限らず未来に対する投資は今していかんといかんと思いますので、よく検討いただきたいと思います。

基金についてもう一点、特定目的基金のほうです。

減債基金をはじめ各種基金が設置されておりますが、その中で、地域雇用創出推進基金が令和７年６月末で廃止になっております。これはちょっとどういった経緯やったか教えてください。

○副議長（中島一博君）

村越財政課長。

○財政課長（村越公貞君）

おはようございます。ただいまの質問に私のほうからお答えさせていただきます。

地域雇用創出推進基金の廃止につきましては、企業誘致と雇用機会の創出を一体的に取り組んで企業誘致施策をより一層強化するということを目的に、既存の企業誘致基金と地域雇用創出推進基金を統合する議案を令和７年６月定例会において上程して、そのときに廃止したものでございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

確認のためお聞きしたんですが、その企業誘致基金が、これはまた残高見込額で申し訳ないんですが、12億円ほどになると思うんですけど、これは今後どういった運用を考えられていますか。

○副議長（中島一博君）

村越財政課長。

○財政課長（村越公貞君）

企業誘致基金につきましては、目的が、「企業誘致に要する経費の財源に充て、もって雇用機会の創出を図る」という設置目的がございます。今の残高になったのも、用地の売払いしたお金なども積み立てております。過去も、用地の購入とか、用地の造成などにこの基金を充てておりますので、この条例の設置目的に沿ったことに企業誘致の関係について利用していくこととなると思います。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

ありがとうございます。ちょっと今日、商工観光課長がいらっしゃっていないみたいですので、企業誘致に動きがあれば、もう最大限有効に活用していただきたいと思います。基金については以上です。

最後に、公共施設です。

冒頭申しましたように、これは河野議員が昨日、一般質問されていらっしゃいまして、いろいろ私も聞きながら考えとったんですけど、ちょっと今日の市長の答弁を聞いて私も驚いたんですが、今後、公共施設、みやまは総合市民センターをはじめ、学校とかも含めて多数あるんですが、今後40年間の費用を1,780億円見積もっているということです。それは計算されたのは10年前ですかね、どうですか。

○副議長（中島一博君）

松尾契約検査課長。

○契約検査課長（松尾秀勝君）

ここにお示ししている数字については、10年前の策定時に公共施設ということで建築物及びインフラを含めたところでの数字が1,780億円というところで試算をした数字であります。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

驚愕な数字だと思うんですけど、10年前で算定して、すみません、私のうち、自宅を一部、４年前にリフォームしたとですよ。この間、ちょっと大工さんとお会いしてお話ししよったんですけど、よかったねと、今は同じようにリフォームするなら倍かかるよと言われたわけですよ。建築価格もかなり上昇していますね。どんなふうな見解でしょうか。

○副議長（中島一博君）

松尾契約検査課長。

○契約検査課長（松尾秀勝君）

三小田議員の御指摘のとおり、10年前と比較して、現状でいくと人件費や物価の高騰で、さらにこの更新費用というのがかかるというふうに考えているところであります。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

1,780億円そのままとしても、単純に40年で割ったら１年当たり44億円なんですよ。もちろんこれが全部自主財源でという話じゃないんでしょうけど、相当な負担になると思うんですが、これは将来世代にこの負担を持っていくのはどうなのかなと思うんですけど、２年かけて策定されるみやま市公共施設等総合管理計画で具体的にどんなふうな見直しをされるんでしょうか。

○副議長（中島一博君）

松尾契約検査課長。

○契約検査課長（松尾秀勝君）

この公共施設等総合管理計画においては、また今後10年間における公共施設の維持費、管理費等を含めたところで当然やっていきます。大きな目標としては、総床面積を減らすとい

うことにより、更新費用並びに維持管理費を落としていくということで考えているところです。そこの部分に向けては、10年前の数字においても10%を削減するというふうにしておりましたけれども、中間年の５年目で、その時点でも、若干、公共施設の建築物においての面積は増えております。それを今後においては、議員が御指摘してある人口減少等、そういったやつも含みながら、施設の統廃合、それを行わないとなかなか減らしていけないというふうに考えておりますので、そこを含みながら見直しを行うということで考えております。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

昨日もこの話はあったと思うんですけど、統廃合の構想とかは今全然ないんですかね。

○副議長（中島一博君）

松尾契約検査課長。

○契約検査課長（松尾秀勝君）

現状での統廃合においては、消防の分野で各分団の統合が、山川において、一昨年度で東部の分団が３分団が１分団と。今年度において山川南部のほうが２分団を１分団にするというところで進んでおりますが、そのほかにおいては、現状でいくと、学校でもう進んでいる分野と、今後まだ計画中でありますので、そこが具体にまだなっていない部分もありますので、そういうところが現状で分かっている統合の計画であります。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

それ以外には今のところないということですね。分かりました。

それと、ちょっと基金の話に戻ってしまうんですけど、もう予算書を見ると、公共施設等整備基金を新規に100,500千円積み立ててあるんですけど、さっき公共施設の話をしましたけど、これはどんなふうに今後運用していく考えなんでしょうか。

○副議長（中島一博君）

村越財政課長。

○財政課長（村越公貞君）

公共施設等整備基金につきましては、今年度１億円を積み立てております。今の話に上

がっております公共施設の管理計画の改定などで、また新たに今後必要な、どれぐらいの維持費がかかるのかとか、そういうのを判断して、また、財政状況とかも勘案しながら、将来困らないように積立てを行っていく予定としております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

分かりました。みやま市公共施設等総合管理計画、これはよくよく考えていただいて、何度も申しますけど、将来世代に過大な負担をかけないようにしていっていただきたいと切に願うところであります。

もう大分時間もなくなってきましたので、総括でお話をさせていただきます。最後に、市長にまた総括して伺いますので、よろしくお願いします。

本日は、人口減少、それと基金、それと公共施設の３点について質問しました。この３つは別々の問題ではないんですよね。人口が減れば税収が減る、税収が減れば財政が悪くなる、財政が悪くなれば基金が減り、基金が減って、公共施設の維持管理も難しくなってくる。それ以外にも、行政サービスの維持にも難しくなってくる、こういった負の連鎖は絶対避けんといかんわけなんですよ。こういった負の連鎖に陥らないためにも、限られた財源をどこに投資するのか、事業の見直しも含めてこういった、言わば改革が私は必要になってくると思っております。

私の一般質問、議員を拝命してから今日で11回目なんですよ。今まで環境の改善とか、公共交通とか、空き家の問題であったり、企業誘致であったり、いろんな一般質問をしてきました。これらはみやま市の将来を見据えてのお尋ねと取っていただきたい、そう思っているところです。

ちょうど１年前の６月議会の一般質問、私はその日の朝、ムカデに手をかまれて、手が腫れて激痛に耐えながら一般質問をした――市長、覚えてあるでしょう。ですけど、そのときの私の一般質問は、まちの活性化をどう考えているかというふうなことをお尋ねしました。交流人口の増加、子育て世帯と高齢者へのサポート、市民協働のまちづくりということの３点を質問しました。その中で市長の答弁の中に、例えば、宿泊施設であったら調査研究をして積極的に進めていきますと市長の答弁をいただいておりました。それ以降、宿泊施設立地

可能性調査が先日あって、先日の西日本新聞に、今、立地意向調査をされていますね。74社でしたっけ。いやいや、新聞を見ましたので。これはたしか７月末までの調査だったと思うんですけど。だから、こういったことで事は進んでいるんですよ。多分、宿泊施設がどこか来るんじゃないかなと私は思っているんですけど。事は進んでいます。

そして、昨日も話が出ましたように、来年度には新産業団地、それとワンヘルスセンター、ついに出来上がるでしょう。ということは、来年、もう今年から考えて５年、いやいや、これから先３年が本市にとって私は分水嶺になると思うんですよね。だから、ワンヘルスセンター、工業団地ができてから、じゃ、投資をしていこうじゃ私はもう遅いと思うんですよ。だから、限りある財源ですけど、もう今からどこに投資をしていくか、将来にどう投資をしていくか、インフラも含め、教育を含め、子育てを含め、どう投資をしていくかというのを考えていかんといかんと思っております。もちろん、改革にはよく考える熟考が不可欠なので、よくよく検討し、慎重にすべきところは慎重に、しかしながら、大胆に行くところは大胆にやっていかないといけないと思います。10年後、20年後、30年後の市民から、あのとき改革してくれてよかったと言ってもらえるような行政運営であるべきと私は考えます。30年後、私はもう年が90歳手前になりますね。市長はたしか私と14歳違うけんが、もう百歳ちょっとになっとっですね。毎年、敬老の日には祝い金をいただいて元気に過ごされていることと思います。

30年後のみやま市が、ああ今まで頑張ってきてよかったと思えるような優しくて強い地方都市になること、これを私は切に願っておるわけです。市長、お考えをお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今30年後のことを言っていただきましたが、私も102歳、103歳になる年でございますが、多分この世にいないかもしれませんけど、今、議員おっしゃるように、持続可能なまちづくりをするためには、おっしゃったように、この数年は大きな分水嶺になると私も考えております。その中では、ワンヘルスセンターの誘致でありますとか、みやま柳川インターチェンジのそばにはワイテック、ヤマエ久野のグループの企業も出てまいりますし、その次の企業も進出予定で、これからまた、造成等も含めて進めていく予定にしております。やっぱり１つできると隣、隣ということで、非常に利便性のいいまちでございますので、ぜひともその

礎を今のうちにつくっておかないといけないという、三小田議員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、本市は財源が本当にございません。その中で唯一で頼りにしているのが、いろんな施設設備を造っていくのにも、また、そのほかインフラを造っていくのにも、過疎債というのがございます。この過疎債に実は頼っているのが本市の現状でございます。国から交付がありまして、70％を国から補助、30％を市が返還していくと、30年にわたって返還していくと。ある面、住宅ローンのような形で借りながら何とか進めています。これからこの過疎債の返還も始まっております。過疎債をずっとこのまま借りていきますと、毎年約20億円ぐらいの返還金も出てくるわけですね。その中で、本市として財政をしっかり持続的にやっていくためには、そのバランスが必要でございます。そういう意味で、先ほど議員がおっしゃったように、優先順位をつけてやっていかないといけないと思いますし、その優先順位も、ここぞというときに出さないといけないけど、ここは我慢していただかないといけないという部分もあるわけでございますね。そういうような面も含めて、市の職員と知恵を出し合いながら、また、議員さんたちとのいろんなお知恵を拝借しながら、本市が持続可能なまちでありますことをしっかり願い、そして、進めていきたいと考えております。

大きな転換点に来ております。みやま市が今後発展していきますように、私ども市職員全員で取り組んでまいりますので、議員さんたちのお知恵、お力を拝借したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（中島一博君）

２番三小田智裕君。

○２番（三小田智裕君）

ありがとうございました。過疎債といえども償還部分はありますから、その分も十分考慮していただいた上で行財政運営をしていただきたいと思います。やっぱり改革ですよ、改革。変えるべきところはスピード感を持って変えていくというのが私は必要だと思い、将来に希望を託して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中島一博君）

ここで暫時休憩いたします。再開は11時半です。

午前11時12分　休憩

午前11時30分　再開

○副議長（中島一博君）

会議を再開いたします。

続いて、６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。議席番号６番、公明党、奥薗由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、子供の貧困対策及び支援について質問させていただきます。

令和６年６月に改正された、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では、子供の現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐため、対策が推進されなければならないことが明記されています。子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子供や、困難な状況に置かれた子供への支援の取組が必要です。

そこで、２点お尋ねします。

具体的事項１、県の生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業についてお尋ねいたします。

令和８年度から福岡県で実施されるこの事業は、大学、短大、専門学校などの入学試験や模擬試験の受験料を助成し、生活困窮世帯の子供の進学を応援するものです。

事業の対象者は、①児童扶養手当受給世帯または市町村民税非課税世帯、②生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業に登録している子供で、①②の両方に該当する二十歳未満の受験生となっています。残念ながら、対象となる②の学習支援事業がみやま市では未実施のため、この事業への申込みはできませんが、未実施の市に対しては、県の職員が直接訪問し、事業実施の働きかけを行っていくとともに、市が事業立ち上げを検討する際には、個別に事業手法の提案や契約手続のアドバイスを行うなどの支援を実施します。県内29市のうち17市が学習支援事業を実施しており、未実施の12市の中にみやま市も入っています。

令和５年３月に策定された第２期みやま市子どもの貧困対策推進計画で実施されたアンケート調査では、無料の学習支援制度、学習の手助けなどがあった場合、利用したいと思いますかとの問いに、生活困窮世帯では78.6％、非生活困窮世帯でも69.5％の方が利用したいと思うと回答されています。今後、みやま市で生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業を立ち上げる考えはあるのか、お尋ねします。

具体的事項２、地域こどもの生活支援強化事業とこども家庭センターについてお尋ねいたします。

地域こどもの生活支援強化事業は、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要な子供を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることを目的に始められた事業ですが、令和８年度の地域こどもの生活支援強化事業補助金について、申請団体数と活動内容をお尋ねします。

また、令和６年４月から始まったこども家庭センターですが、令和６年度の決算成果説明書では説明のなかった小・中・高校生の相談件数と、その内容についてお尋ねいたします。

また、こども家庭センターの活動内容の詳細についての説明と、コロナ禍前と後で相談件数や内容に変化があったのか、お尋ねいたします。

以上、２点について御答弁をお願いいたします。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、奥薗議員の子供の貧困対策及び支援についての御質問にお答えをいたします。

まず１点目の県の生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業についてでございます。

生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業は、こども家庭庁のひとり親家庭等生活向上事業のメニューの一つとして、福岡県が令和８年４月から始めている事業でございます。この事業では、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度、子どもの学習・生活支援事業のうち、学習支援に取り組むことが必須条件となっております。現在、県内29市中17市が、この生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業に着手しておりますが、本市はまだ実施に至っていない状況でございます。本市といたしましては、こどもの貧困対策推進計画に基づき、生活困窮世帯への教育支援の充実に取り組む必要があると考えております。今後は議員御指摘のとおり、まずは県のアドバイスを受けていきたいと考えております。

次に、２点目の地域こどもの生活支援強化事業とこども家庭センターについてでございます。

まず、地域こどもの生活支援強化事業の昨年度の実施状況につきましては、４団体において、食事の提供のほか、おやつ作りやタケノコ掘り体験などに取り組んでいただきました。今年度は新規申請６団体、継続申請３団体、合計９団体の申請を受け付けている状況でござ

います。

続いて、こども家庭センターについてでございます。

令和６年４月に設置しましたこども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営しながら、妊産婦から18歳までの全ての子供と子育て家庭を対象とする相談と支援の窓口として運営をしております。

令和６年度の相談対応実績は、実人員で552人、延べ5,064件でございました。年齢区分別では、未就学児童等362人、小学生が112人、中学生が56人、中学卒業以上が22人となっております。

相談対応件数の動向でございますが、コロナ前の平成30年度の実人員で400人、延べ2,863件と比べ、増加をしている状況でございます。

相談内容でございますけれども、児童虐待、保護者の病気や障がい、経済困窮、不登校、非行相談など多岐にわたっており、子供や保護者からの相談対応だけでなく、保育園や小・中・高等学校、警察、児童相談所などからの相談や情報連携も含まれております。

本市といたしましては、今後も、全ての子供の健やかな育ちと妊娠期からの切れ目ない支援の充実に向け、こども家庭センターの機能強化に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

では、具体的事項ごとにまた改めて質問させていただきます。

１つ目の県の生活困窮世帯のこどもの未来応援選択事業でございますが、御答弁の中でも、まずは県のアドバイスを受けていきたいということで御答弁いただきましたので、学習支援事業の立ち上げにつながるよう、しっかりとまずは取り組んでいただきたいと思うんですが、先ほど実施している自治体、実施していない自治体というお話を申し上げましたが、近隣市でいいますと、大牟田市、八女市、筑後市などが今、学習支援事業を実施しております。みやま市として近隣市のこういった学習支援事業の実態などについて把握はされていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○副議長（中島一博君）

山下子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（山下優子君）

奥薗議員の御質問に御回答いたします。

近隣市では、先ほど御指摘がありましたように、筑後市、大牟田市、八女市のほうが実施をされております。内容といたしましては、小学生、小学生も１年生から６年生まで、中学生１年生から３年生、高校生と対象者は多岐にわたっております。

内容は、学習支援と宿題サポート、進学相談、居場所の提供などを実施されており、それを事業者へ委託して実施をされている状況です。

回数といたしましては、週１回、夜間帯や夕方に実施をされており、場所は公民館や小学校を活用して実施されている状況でございます。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

先ほど状況を調べていただいたかと思いますので、対象年齢、また、開催日時、場所、内容につきましても、各市いろいろと幅広く、それぞれの市でやっていらっしゃるというところはちょっと私も少し把握はしているんですが、民間委託ということで業者に委託しているということですので、今後、みやま市も実施に向けて動き出しましたら県のアドバイスも受けながら、そういった委託業者等も検討することにはなるかと思いますが、近隣市に先駆けてやっている自治体とかの課題とかも、先んじてやっている分、いろいろ把握されているかと思いますので、近隣市の状況などもしっかりとまた課題も含めたところでしながら、県と連携しながらぜひ進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（中島一博君）

山下子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（山下優子君）

先ほど議員のほうから御説明もありましたように、みやま市といたしましても、貧困家庭の学習支援ということは非常に必要な課題だと考えております。まずは県のほうのアドバイスを受けていきながら、また、近隣の先進自治体のほうの取組等を把握しながら、どのような形で実施ができるかというのを検討してまいりたいと思います。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

非常に前向きな答弁をいただいたと思っております。実はこの４月、今年４月、公明党の福岡県本部のオンライン勉強会が開催されまして、そのときに直接、県の担当係長からこの事業についての説明を私受けまして、この事業につきましては、もう本当に県も非常に力を入れていると。呼んでいただいたらすぐ参りますみたいな感じで、県の担当係長も非常に前向きに話をされていらっしゃいました。

この事業の説明を最初に聞いたとき、私も非常にいい事業だなというのは思いまして、先ほどもちょっと貧困家庭のお話が出ましたけど、今、いろんなものが無償化されてはおりますが、やはり無償化されていない部分でいろいろな費用がかかってまいりますので、ちなみに、県が今回、令和８年度事業で行う事業では、入学試験の授業料が上限53千円で模擬試験受験料が上限８千円出るということで、非常にいい事業だなということは思いましたので、現状、繰り返しになりますが、みやま市では条件にはちょっと当てはまらないもので、非常にちょっと残念だなと、正直がっかりしてしまったんですが、今、非常に前向きに御答弁いただいたと思いますので、重ねてぜひ実施に向けて進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、２点目の地域こどもの生活支援強化事業とこども家庭センターについて質問してまいりますが、まず、地域こどもの生活支援強化事業ですが、いわゆる子供食堂、また地域食堂といった形で、これまで活動してこられた団体がほとんどかと思います。また、これまで私だけでなく中尾議員さんとか森議員さんとかも、子供食堂については一般質問等でもいろいろ質問をしていただきまして、支援の強化ということでお願いをしておりましたが、昨年度から、先ほどもちょっとありましたが、この地域こどもの生活支援強化事業が始まったところで私も大変うれしく思っているところでございました。

先ほど、昨年度の実施状況が４団体、食事提供のほか、おやつ作りやタケノコ掘り体験とか、そういう体験型のをしていただいて、今年度、令和８年度の５月29日に申請の締切りがございましたけど、新規申請が６団体と継続申請が３団体、合計９団体ということで非常に団体数が増えたということで、やはりこの事業を活用して事業を始めていただく団体が増えたということは非常に喜ばしいことではないかと思います。

ちょっと簡単に事業内容、議員の皆さんは御存じかもしれませんが、ちょっと触れますと

補助金の内容も、この事業の補助金の内容も私も非常に手厚くしていただいたなと思っておるところでありますが、新しく、先ほど新規団体がいらっしゃると申し上げましたが、そういう新規に立ち上げる場合、１か所当たり上限600千円――１拠点１回限りではございますが――の補助がありますし、また、事業を継続するためにいろいろ備品購入とか、必要な経費がございますが、それに対して、１か所当たり上限300千円と、これも１拠点１回限り、新しく立ち上げた団体は600千円しかもらえないということで、600千円と300千円続けてもらえるわけじゃないんですが、それ以外にも長期休暇の場合、長期休暇の期間が１日当たり1.5万円、長期休暇以外にも１日10千円ということで、非常に充実した内容になっております。

今後も、今も非常にしっかりと手厚く支援はしていただいているかとは思いますが、補助金だけでなく、やはり先ほどちょっと目的にもありましたけど、ちょっと気になるお子さんのそういった情報を把握したときに、しっかりと関係機関につなげるような目的もあって始まった事業でございますので、しっかりとそういった担当課と各種団体の方と連携を取っていただきたいと思いますが、現状、そういった実施団体の方たちとの連携、どういうふうにされているのか、お尋ねします。

○副議長（中島一博君）

山下子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（山下優子君）

議員の御質問にお答えいたします。

昨年度は初年度ということもあり、本来の補助金の目的である支援が必要な子供さんを早期に発見して、行政の機関につないで、子供の支援強化に当たるというところが、この補助金を受けていただく団体にお願いしているところでございます。昨年度から始まったこの補助金は、そういったお子さんの報告というのは、実績としてはゼロでございます。関係先としては、こども家庭センター、議員御質問がありましたこども家庭センターが児童福祉の部門を担っておりますので、そちらが支援をするところの一つとなっていくと思っております。

昨年度、初年度でありましたので、南筑後保健福祉環境事務所のほうでございました食品衛生法や、ゲートキーパーの合わせた研修会がございましたので、その研修会に職員が出席をしましたので、その資料等を、補助金を申請していただいた団体に送らせていただいたりですとかを昨年度は行っております。

また今年度は、もう少しそういった子供さんをつなぐや把握していただくというところでは、窓口の申請の際に再度お願いを職員がさせていただいたり、様式等で報告様式を追加させていただいたりということで、団体のほうでの把握というのをより意識をしていただくような取組に少し変えております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

昨年は実績ゼロということですが、始まったばかりの事業ですので、先ほど、今年度に関してはしっかりその辺力を入れていくということで御答弁いただきましたので、しっかりと連携を取りながら、気になるお子さんについてはいち早くサポートの手が入ることができるように、しっかりとお願いしたいと思います。

では次に、先ほど少し触れていただきましたが、こども家庭センターですね。先ほどは令和６年度の相談実績を教えていただきましたが、令和７年度、まだちょっと令和７年度の決算があっておりませんが、令和７年度の相談件数や、その内容とかも分かれば教えていただいてよろしいでしょうか。

○副議長（中島一博君）

山下子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（山下優子君）

令和７年度の相談件数でございます。

令和７年度の相談件数は377件の相談が上がっております、実件数で。相談総件数は――すみません、失礼いたしました。相談の実件数は368件となっております。延べの相談件数が5,973件となっております。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

実人員では令和６年度から減っていますけど、延べ件数が、ちょっとびっくりしましたけど、5,973件ということで非常に増えているということですね。先ほど、これ実は聞いた年齢区分が、未就学児、小学生、中学生、中学卒業以上ということで、やはり小さいお子さん

のほうが相談が多いのは間違いないんですが、生まれる前から、妊娠期から大人になるまで、18歳までの幅広い年代を見るわけですので、以前、この令和６年４月からこども家庭センターになる前は、子育て世代包括支援センターということで、同じように一応、生まれる前から大人になるまで見ていたと思うんですが、こども家庭センターになって、何か変更になったというか、どのように変わったのか、ちょっといまいち何か見えてこない部分がありますので、ちょっとその辺りも少し教えていただいてよろしいでしょうか。

○副議長（中島一博君）

山下子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（山下優子君）

こども家庭センターと今までの子育て世代包括支援センターとの違いという御質問にお答えいたします。

これまでは２つの拠点が並立している状況でございました。子育て世代包括支援センターは、主に母子保健法に基づくセンターとして、中心になる対象の方は、妊婦の健康や乳幼児健康診査、それと、育児の相談やケアが中心となる、保健師が中心となって相談対応する部署として事業も行ってきておりました。また、これも旧町から、旧こども家庭センターの前からございましたが、子ども家庭総合支援拠点として、主に児童福祉法に位置づけられた虐待対応や要支援の児童、家庭内の困難など福祉を中心とした支援を行う部署がございました。こちらの部署が並立して、子育て世代包括支援センターの時代も一緒に連携をしながら事業をやってきたところでございますが、やはり並立の弊害といたしましては、どうしても保健と福祉の一体的な支援ができにくいというところで、情報連携に時間を要したというデメリットがございました。

令和６年４月から、こども家庭センターというものを設置し、このこども家庭センターについては、児童福祉法の改正に基づいて、従来の母子保健の機能を持っていた子育て支援包括支援センター、その機能に児童福祉の機能を併せた、統合して改編した形でスタートした形になります。主な変更点で、違いと申しますと、保健と福祉が一体的に対応できるようになったセンターということで、これまでは妊産婦の健康や乳幼児健康診査は、子育て世代包括支援センターが、ちょっとそこで、指導のところで、ああ、このお母さん経済困窮がある、家庭の中に何か困り事を抱えておられると思っても、そこで対応した保健師が福祉につなぐかつながないかというところと、そこの弊害で時間がかかっておりましたが、１つになった

ことで健康面のケアから家庭内の複雑な課題まで、ワンストップで迅速に対応できるようになったことが１つです。

２つ目は、支援対象者が先ほど申し上げました、妊婦や乳幼児の未就学児を中心にやっていたものから、対象者の拡大等、切れ目ない伴走支援ができるようになったということで、従来のセンターの妊娠期からに加えて、幼児、小・中・高生、そして、18歳までの全ての子供さんやその家庭へ対象が拡大されております。これにより、ヤングケアラーや不登校児、ひきこもりといった思春期以降の課題に対しても、途切れのない支援を行うこととされております。

３番目は、前のセンターと違う部分では、司令塔となる統括支援員というものを新たに配置する必要が出てきました。専門職の有機的な連携を図る司令塔として、そういった配置が、新たな職員が加わったということと、支援をするに当たって、子ども・家庭・子育てサポートプランという、個々の状況に合わせた支援の計画書を立てるというふうになりました。それで、相談を聞くだけにとどまらず、地域の資源とつなぎながら計画的かつ伴走型の支援を展開できるようになりました。この点が前のセンターとの違いでございます。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

非常に詳しく説明していただきましたので、よく分かりました。ただ、非常に詳しく説明していただいたので、逆に業務内容が多岐にわたって、非常に大変な業務になっているのじゃないかなと。先ほどちょっと相談件数も増えていると、コロナ禍前に比べても非常に件数が増えていますし、もちろん相談内容も、先ほどおっしゃったように多岐にわたる相談内容に現状の体制で本当に対応し切れるのかと。予算も限られていますので、現状いらっしゃるメンバーで何とか工夫してやっていくしかないだろうとは思うんですが、現状、子育て世代に対して、いろんな政府、国や県や市も、子育て世帯に対していろんな補助金をはじめとしたいろんな施策は実際に実施されていまして、確かに何をするにしてもお金は必要になりますし、お金を頂けるのは大変ありがたいんですが、先ほどもありましたけど、本当に支援を必要としていらっしゃる子供さんとか、保護者も含めて、先ほどから伴走支援というお話もありましたけど、正直、妊娠してから大人になるまで、相談もらって１回で終わればいいんですけど、１回で全ての問題が解決するようなことはまずないと思いますので、先ほども

実人員と延べ件数としたら、物すごい１人当たりの相談件数に、ちょっと割ったらですね、相談件数を実人員で割ったら、１人当たり物すごい件数の相談になっているということはもう数字の上でも分かることかと思います。

ちょっとお話しする、事前にちょっとお話しした中でも、やっぱりこの日に伺いますということで訪問のお約束をしているにもかかわらず、お伺いしても会えないと、何度も行かないといけないと。また、やはり訪問した方と、子供さんや、そこの御家庭の保護者の方と、やはり信頼関係を築かないと、本当に困っている方の相談解決できるまで伴走支援ができないというところで、本当に何年もかけて、何回も何回も訪問しながら、信頼関係を築きながらこれまでもやってこられたとは思います。

ただ、先ほどちょっと統括支援員の方を新たに加えてということでお話はありましたが、どこの部署でもそうですけど、専門職の方が今、募集してもなかなか応募がなくて、必要なんだけど、必要な人員がなかなか確保できないという問題があります。こども家庭センターについても同じような状況かと思います。現在のこども家庭センターの体制では、正直、限界ではないかと思います。先ほども答弁の中でもこども家庭センターの機能強化に努めてまいりますという御答弁はいただきましたが、これは本当に喫緊の課題じゃないかと思います。

正直、もう令和７年度の延べ相談件数が5,973件、土日祝を動かないにしても平日だけでも割ったら物すごい１日当たりの件数になりますので、もう正直パンクしている状態じゃないかなと思います。

やはり答弁書でも機能強化に努めてまいりますということでは、答弁はいただいておりますが、改めてやはりいろいろな人事も含めて権限があります松嶋市長に改めて、こども家庭センター、非常に重要な役割じゃないかと思います。この辺り、人員の強化も含めて、人員体制の充実も含めて、市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、担当課からお答えしましたけど、本当にこども家庭センター、統合したことによって、非常に相談内容が、答弁内容にありますように多岐にわたっております。そして、相談件数も非常に増えておるという状況ですので、こども家庭センターの機能強化はしていかないといけないということで私も判断いたしておりますので、今後またしっかり、切れ目のない支

援の充実に向けまして、機能強化に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

６番奥薗由美子君。

○６番（奥薗由美子君）

市長のほうからも前向きな答弁をいただいたと思っております。初めにも申し上げましたけど、子供の将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないような取組を今後もしっかりとしていただくことを希望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中島一博君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後の会議は、再開は13時30分に再開いたします。

午後０時04分　休憩

午後１時30分　再開

○副議長（中島一博君）

続いて、９番前原武美君、一般質問をどうぞ。

○９番（前原武美君）（登壇）

皆さんこんにちは。９番議員、前原武美でございます。ただいま副議長より許可が出ましたので、今回の一般質問について、ただいまからさせていただきます。

今回の分は、かさむ行政区負担の軽減をであります。

今日における行政区の状況からは、少子高齢化とともに、行政区加入世帯の減少が大きな問題となっております。活動の縮小や財源不足が生じてきており、区費値上げをせざるを得なくなっている行政区もあるようでございます。

そのような中で、市民や行政区に求められているみやま市安全・安心まちづくり条例であります。市民の生命、身体または財産に対して、危害を及ぼす犯罪、事故及び災害等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができる地域づくりを図ることを目的とした条例であります。

その中では、市民を含め、行政区に求めているそれぞれの役割として、市民の責務として、安全・安心まちづくりに関する意識を高め、自助、共助に努め、市が実施する施策に協力す

るよう努めるものとうたっております。

しかし、今のみやま市は、共助の呼びかけとともに、行政区へ費用の負担を求めております。このことについては、みやま市民は地域行政区を中心に、自主防災組織や地域見守り隊など、防犯、防災などに地域コミュニティーの働きかけによる共助の下、様々な行動をしております。

そこで、今回、事項１の防犯灯電気代負担についてであります。

従来より、地域住民の安全・安心や地域の環境保全などの共助の精神を持ち、地域コミュニティーといった住民が協力して助け合ってきました。

その中で、当該行政区内防犯灯の維持管理は地域が持つとなっており、設置、補修については市の一定の補助があります。しかし、電気代は区の負担となっておるところでございます。長年支出してきておるところでありますが、以前から防犯灯は身近な範囲の地域住民の安全・安心、防犯を目的で区が管理しておりました。しかし、近年は生活形態も広範囲となり、防犯灯の役割も行政区外や多くの市民の安全を確保しており、それを従前どおり属地区の負担とするのもいかがなものかと思うのであります。

そこで、市民の安全・安心は自らと地域共助活動で守っていくが、費用の負担を求めるものではないのではないでしょうか。

また、高齢化とともに、世帯数の減少と新規転入世帯の未加入により、区の活動や運営費を含め、年々厳しい状況になってきております。人口減少などによる防犯灯電気代を含め、かさむ行政区負担にどのように考えられるのかを問うものであります。

次に、事項２でありますが、行政区の加入促進による運営支援の対策はであります。

このことは、行政区への加入世帯の減少により、各行政区運営に支障を来しているのではないでしょうか。

また、市は新規転入者への各行政区加入推進は行っておりますが、あくまでも任意であり、加入へつながってはいないのが現状です。地域の行政区としても、地域連携を目的として加入申入れは行っているのですが、現状は様々であります。

しかし、行政が市民に行っているのは、行政区を通した依頼や通知などであります。未加入者については義務ではないために、加入については選択をされているところであります。

そのような中で、区長アンケートを行った結果として、４月の定例全員協議会の中で、市より行政区の再編成説明がなされております。

行政区の適切な規模、確保について、行政区の再編成の基準が示され、今後、各行政区に説明を行っていくということでありました。

このことが加入促進につながるのであればいいのですが、また、みやま市の総合計画で、市民、地域とともにの中に、７つのまちづくりを目指して掲げてあります。

しかし、実態は、行政区の加入者減少による組織運営が厳しくなり、まちづくりにつながる地域コミュニティー活動に支障を来しているのが現状であります。

そこで、まちづくりを進める中では、行政区の安定した運営が必要であり、今後、市としては、加入促進と運営支援対策を含め、どのように進めていくのかを問うものであります。

以上、行政区の組織人員の減少によるかさむ行政負担等の軽減について、今後の考え方を問うものであります。よろしくお願いします。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

午後からの質疑となりました。お腹いっぱいになられましたでしょうか。私もお腹いっぱいになりました。

さて、では前原議員さんのかさむ行政区負担等の軽減をとの御質問にお答えいたします。

まず１点目の、防犯灯電気代負担についてでございますが、議員御指摘のとおり、行政区に設置されている防犯灯の電気代につきましては、各行政区自治会にて御負担をいただいており、行政区自治会加入世帯の減少による負担増が課題になっていることは認識をいたしております。

防犯灯に関する近隣市の状況といたしましては、ＬＥＤ防犯灯の設置については自治体が補助し、電気代につきましては、各行政区自治会が負担しているケースが大半でありますが、電気代の一部を補助している自治体もございます。

本市では、防犯灯に係る電気代の負担軽減のため、これまで防犯灯のＬＥＤへの切替えを進めてきており、既に９割程度が切り替わっております。電気代に対する補助につきましては、将来にわたり継続的な負担となりますことから、慎重に検討してまいります。

次に、２点目の行政区の加入促進による運営支援の対策はについてでございますが、議員御指摘のとおり、行政区自治会への加入が任意となっている中で、未加入世帯の増加が既存の加入世帯にとって費用や役割等の大きな負担となっている現状は、地域コミュニティーの

維持に関わる重要な課題であると認識をいたしております。

現在、本市では転入手続の際に、安全に安心して暮らしていくためには、行政区自治会という組織の存在がいかに重要であるかを配慮した、また記載したチラシを配布しております。

また、地域・防災課では、いざというときの人と人とのつながり、共助の重要性を市民へ伝えており、行政区自治会への加入を促しております。

しかしながら、行政区自治会への加入が、最終的には各世帯に委ねられていますことから、未加入世帯の解消は進んでいない状況であります。

本市といたしましては、現在、行政区再編に関する校区区長会への説明会を開催しており、その中で各行政区自治会の加入状況やそれぞれの課題について把握を行い、実情に合った支援の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

答弁ありがとうございました。

この質問はあまり時間をかけません。先日の予算質疑で少々時間をもらい過ぎましたので、今日は短時間、１時間かけて質疑をさせてください。

今答弁いただきましたことでございますが、みやま市の中で一番大事なのは、今言います市民の安全・安心を確保するのが一番問題だというふうに思います。

それで、今年の３月の定例議会の施政方針の中で市長が述べてあるんですが、ここに令和８年度の重点施策について御説明いたします。

まずは、市民の皆様の命と暮らしを守る安全・安心のまちづくりの推進でございます。

第１にここに述べられてあります。その部分については、施政方針でもあります。そして、安全・安心をしていくのは、行政の部分ではなかろうかというふうに思います。それで、ここにありますように、みやま市安全・安心まちづくり条例という部分をみやま市はつくっておりますが、ここにありますように、自助、共助、公助という中で、市民の責務という部分があるわけですね。それについては、市が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとするということで、ここにうたってあります。協力するもの。

しかし、さっき述べますように、電気代を負担するものとは書いてありません。どこにも

書いていないです。自助、共助は、市民の責務としてうたってありますが、ここに、市民全体を守る防犯灯、さっきも言いましたが、昔はどちらかというと集落を守るための防犯灯が主流でしたが、今は違うんですよね。交通社会も変わりまして、いろんな範囲が変わってきて、広い範囲の防犯灯というふうになっております。それを従前のように、地域で電気代をするという部分についてはどうかなというふうに思っておるところでございます。それについては市長、自助、共助、公助の部分としてはどのように思われるか、まずお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

前原議員さんの質問にお答えいたします。

施政方針でも述べたとおりでございますが、市民の皆様の命と暮らしを守る安全・安心への取組、これは重点政策として３月の施政方針で述べたところでございます。

これは防災に関する共助の体制の強化であるとか、安全・安心な教育環境の確立、物価高騰に対する支援と、いろんな多岐にわたるものでございます。

先生おっしゃるみやま市安全・安心まちづくりの条例でございますけれども、第３条で、「安全・安心まちづくりは、自らの安全は自らで守る、」これが自助でございます。「地域の安全は地域で守る」、これが共助でございます。そういう「意識の下に行われる自主的な活動を基本として、互いに支え合う良好な地域社会の形成を図り、及び犯罪防止に配慮した環境を整備するために、市、市民等及び事業者等のそれぞれが役割を担い、相互に連携し、及び協力して積極的に推進されなければならない。」ということで、このみやま市安全・安心まちづくり条例第３条に書いてございます。

そういう意味で、この自助、共助については御説明を申し上げます。

以上です。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

今尋ねましたように、自助、共助、市民に求めてある責務を話しまして、今、市長は市の部分としておっしゃられました。

ただ、今私が尋ねたのは、この部分として、共助は当然ながらやっているんですよね。しかし、これに費用負担、防犯灯電気代を含め、いろんな部分がございますが、これをみやま市民の安心・安全を守るために、地域が、電気代を含め負担をするということを今私が尋ねたんですが、これを今読み上げていただいたばってんがら、公助の部分に入るんじゃないですかと私は今尋ねたつもりなんですけど。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

再度、前原議員さんがおっしゃった部分については、電気代を公助で行うべきであるというお言葉でございますが、防犯灯の電気代の支払いは、市では防犯灯の新設や取替えに係る行政区の電気代負担軽減のために、今までこの電灯のＬＥＤ化に対する補助を本市が公助として行ってきたわけでございます。

地域の安全・安心を守る防犯灯の維持管理については、設置場所でありますとか、その設置基数など、行政区民の要望や行政区の予算の範囲内で設置されており、共助の精神で電気代も地域で支え合ってもらっているというふうに理解をしています。

そういうことで、これまでと同様に、市は公助としてＬＥＤ化に対する防犯灯の補助を行っていくつもりでございますので、電気代の負担については地域のほうで御負担をお願いできればと考えているところでございます。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

今おっしゃる部分は分かるんですが、私が最初、登壇してお話ししたように、前は集落ですが、今は広範囲になって、通られる方が集落の方だけじゃなくして、いろんな市民の方が通ってあるんですよ、実態は。御存じのように、国道、県道とかは街路灯とかで、管理者が払っていきます。しかしながら、身近な市道の中でも幹線道路とかがあるんですよね。その集落の中だけじゃなくして、いろんな範囲で通られてあります。それを属地で、属地の行政区が払うんですよ。でしょう。

例えば、例を言いますと、学校とかありますよね。中学校は部活がありますよね。冬あたりは、もう５時過ぎたら暗くなるんですよ。じゃ、学校周辺の行政区は、当然ながら防犯灯

があります。そこを部活で帰る子供たちが安全を確保されて通っていくんですよ。しかし、それを払うのはそこの属地の行政区なんですよ。

例えば、私が14年前、２年間行政区長をしましたが、防犯灯を、例えば、隣の行政区とか、先の行政区の方たちが通るばってんがら、ここが危ないけん防犯灯を設置してくれんですか、それはおたくの地域ですから、おたくでしてくれんですかということでやるんですよ、お互いですから。しかしながら、もう正直言って集落外ですから、関係ないです、属地ですから。その行政区で設置して、一定の補助金はありましたよね。しかしながら、電気代はずっと永遠に払っていくんですよ。ですから、さっき言うように、集落の市民の安全・安心じゃなく、共助は十分やっております。

しかしながら、今防犯灯の目的、活用は広範囲になっておるわけですね。そういった分からして、この部分については共助で、実際、分かるように、防犯灯の管理は地域でやっております。私も地域の役員をしたときに、脚立を持っていって電柱に登って安全ベルトをして球を替えたりやって、もう今は危なかけん電気屋さんに頼んでいます。ばってん、これは費用が要るんですよ。費用が要るから、行政区で払っているんですよ。

しかし、そういった共助、管理はやっているんですよ。ですから、かごの中で、その行政区の人たちだけが通る防犯灯なら私も何も言いません。それは私が小さいときはそういう感じでしたから、集落の中まではなかなか防犯灯はなかったんですから。しかし、今は市民の安全・安心の目的で、市もそれを理解されて、こういった補助金を出されてあるわけですね。それで多くの防犯灯があって、安全を確保されてありますが、そういった市民の安全・安心をここに何回も、いろんな事業計画の中で常に出てくるのが、市民の安全・安心、ほかの部分でも出てきます。まさしく一番接する市民が生活する周辺の安心・安全はこれだろうと思うんですよ。それを、旧態依然として行政区に負担してくださいというのはいかがなもんかなというふうに思っておるところでございます。

それが今行政間の中で、答弁にも少しありましたけど、もう行政が――副市長は今、福岡に住んであっとですかね。違う。あそこら辺は市民が大勢おられて、政令都市とかはもう完全に市が見ているんですよね。もう大牟田もそうなんですよ、大牟田も電気代は。そうすると、よそも行政で１回払っていただいて、そして補助金として補塡されてあるんですよ。福岡県の中でもかなりあります。大半がという答弁でしたけど、かなりあるんですよ。よりも、私が言うのは、よそはよそでよかばってんがら、さっき言いますように、市長が常にこの施

政方針でも、いろんな総合計画の中でもありますように、市民の安全・安心を確保するという文言の中では、これも一番安全・安心を確保する、そして、市民共助とともにやっていくわけですから、それに費用負担という部分については、市民に求めるものじゃなく、共助の中の範囲でやっていく。今、市長の答弁では、共助の中にも費用負担という言い方があったみたいですけど、私はそう思いません。やはり市民ができることをやる。地域活動、コミュニティー、いろんな部分をやっていますよね。清掃活動とかをやっていますよね。できることはいろんなことをやっています。しかしながら、さっきも言った行政区の費用負担、加入者不足で厳しいんですよ。

後の中でも言いますが、ここでも言っておきますが、行政区の加入負担の中で、さっきも言いましたように、加入者が減っているんですよ。月１世帯幾らずつと。人口じゃなく世帯数で区費は頂いていると思いますが、世帯数が減っている中でそれが出てくるんですよ。防犯灯は増えるばっかりです。後でちょっと課長にデータを聞きますけど、増えるばっかりですよ。増えるということは負担が増えるんですよ。

しかしながら、後で言おうかと思ったけど、加入者が減っているけど、後で言いますが、人口は減っているけど世帯数は増えているんですよ。その中で、そういう新規、おいでになる方たちが、多くの方が未加入なんですよ。しかし、防犯灯の安全・安心は確保されておる。しかし、その方たちは加入されていない。加入されてある方の負担になる。それを、みやま市は安心・安全、私は公助と思いますが、それを、さっきおっしゃったように、共助の中で電気代を払ってくださいというのはいかがなもんかと思って、今ここでお話をさせていただいているのと、非常に今は行政区の負担になっているんですよ。共助をされてある方たちですね。

未加入の方は、共助という部分については、さっきおっしゃったように、この話だったろうと思うけど、説明されて、地域ということであるんですが、加入されていない方は、こういうのは関係ないんですよ。

しかし、さっき言った、そういった恩恵はしっかりと受けてあります。ですから、私は言いますように、共助の範囲はもう過ぎているんじゃないかと。以前はそうかもしれません。もう私は小さいときですから、歩いてとか自転車程度やったっけん、安全のために防犯灯とかありましたけど、今は車社会とか、いろんな部分の中で広範囲に行かれる中で、中学生さんの部活とか見てんですか。よその校区の方が集落の中を通っていかるっですよね。

そして、こっちの集落の人が向こうさい行きよらんては言わんです、通るのは活用するけど。しかし、そこの属地が払うんですよ。しかし、こういった総合計画とか施政方針では市民のと書いてあるんですよ。市民のということでは、公助じゃないですかと私は言いよるんですよ。地域コミュニティーは別ですよね。ですから、そこら辺がそうじゃないかなという気持ちがあります。

管理とかいろんな部分は共助をやっています。そういった部分を含めてするならば、そうじゃないかなというふうに思うんですが、あとは行政区によって様々なやり方があるんですが、私は基本的にはそうではないと。市民の安全は行政、公助じゃないかなというふうに思うものですから、今ここで質問と市の考え方を聞いておるわけでございまして、今後についてもそういった形にならないように、今聞いているわけでございます。

それで、今自主防災とかいろいろな部分が頻繁に市民の安全・安心のためにされてありますよね。組織も大分組織化されて、いいことだったと思うんですが、今言いますように、防犯の目的としてある中で、こういう言葉があります。防犯４原則というのがあるんですよ。聞いたっちゃまたでけんけん、もう私が言いましょうか。防犯４原則というのがありまして、光、人の目、音、時間、この４つが防犯４原則といいます。まさしく防犯灯、光を当てますよね。光が当たれば、人の動きが見えますよね。そういう犯罪といったらいかんけど、そういう人から見られよるということですね。これが今防犯灯が役割を果たしているんですよ。

今いろんな事件があっていますよね。あれを見ますと、集落の方たちじゃないじゃないですか。被害者は集落ですよ、その属地の方ですけど、犯罪を犯しているのはよその人でしょう。しかし、こういった防犯灯とかあるから犯罪が減っていく。まさしく市民ですよ。その属地の行政区の住民じゃない、市民です。それを守るための部分として、さっきも何度も言いますが、管理をやっています。この設置条例の設置補助金がありますように、それを受けながらやっています。ただし、限度額があります。

そういうとをやっている中で、再三、市もいろんな計画の中では必ず出てくる言葉が、安全・安心のまちづくりという言葉が出てきますが、果たしてそれがそうなのかという部分が私は非常に今思うところでございますので、ここで改めて市長に問いたいと思って質問をしているところでございます。

もう時間かけんで終わると言うたけん、もうここら辺で１項目は終わるばってん、今言いますように、これは令和３年に吉原議員がこの防犯灯、街路灯とか地域の活性化の街路灯

やったですかね、そういった部分で質問をされてある中でありましたが、課長にお尋ねしますが、そのときの防犯灯の設置数とか、電気代とか、ある程度調べていただいておったようでございますが、現在、令和３年から現在も変動といいますか、さっきＬＥＤとか変えてとかありましたが、そこら辺、ちょっと分かったら教えていただけませんか。

○副議長（中島一博君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

先ほどの御質問にお答えします。

先ほど言われたように、令和３年の吉原議員の質問で、当時の防犯灯の基数とかを言っているんですけど、まず令和２年度に市として初めて全行政区に対して、防犯灯が幾つあるのかというのを基数調査を行いまして、そのときの結果で令和３年の３月時点で3,100という基数をお答えしております。それから毎年防犯灯のＬＥＤ化の新規の数をずっと積み足していきましたら、現在、令和７年度末で3,500ぐらいの基数というふうに市としては推測しております。

電気代につきましても、当時の吉原議員の御質問のときは――その防犯灯というのは自治会が管理する、行政区が管理する数が当時3,100ぐらいの基数で、電気代も11,000千円ぐらいというお答えをしているかと思います。

今言いましたように、推測では令和７年度末で3,500ぐらいの基数で、電気代としましては大体7,800千円ぐらいではないかという推測をしております。

以上です。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

ありがとうございました。

さっき言いますように、防犯灯は減っていないですよね、増えていますよね。間違いなく増えています。ということは、電気代の行政区の負担が増えていると。単純にそうですよね。それで、今おっしゃったように電気代は減っております。これは平成23年度やったかな、私が行政区長しよるときに、全体区長会、定例区長会が年に１回ございますが、そのときにこの問題を提起したんですが、そのときはほとんどが白熱灯だったんですよね。割と球が切れ

よったんですよ。

しかし、電気業界が、もう今後は白熱灯は製造しないということが出されたんですよ。じゃ、白熱灯が製造されないなら長もちするＬＥＤに替えたいが、これを補助対象にしていただけませんかということで、ここに入替えしていただいて、今現在、今おっしゃったように90％ですか、ＬＥＤに替わったわけですよ。ということは、区の負担が、さっき現在7,800千円ぐらいとおっしゃったんですが、前の単価ですね。ＬＥＤになると安いんですよ。御存じのように、皆さんも家庭の中でＬＥＤに相当替えてあると思いますが、この7,800千円か、相当金は少ないと思います。

しかしながら、7,800千円、市民が出しているんですよ。税でもない、負担金条例でもないですね。自らといえば自らかもしれない。しかし、市民全体の安全・安心ですから、そういった意味からすれば、当然これは公助で市が出していただいていいんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺ちょっとこの部分については、市長、今後で結構でございます。お答えください。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど防災の担当課長が申し上げましたけど、3,500件ほどに増えていると。金額的に言うと、令和２年の3,100基の11,000千円ぐらいから、金額的には、電気料はＬＥＤは安いので減っているという現状がございます。

市のほうとしては、ＬＥＤ化の補助金を切り替えるように出してきたわけです。この数年の防犯灯に関する補助金の件数が以前より減少傾向にはあるんですね。約90％になっています。まだあと10％ほど残っていると。行政区が管理する防犯灯のＬＥＤ化が進んできたと考えられますが、引き続き100％になるように、それは進めないといけないと考えております。

議員がおっしゃるように、補助金の電気代への組替えでございますけど、令和８年度予算で中学校の部活等で遅くなったりとかする部分での御意見もございましたけど、令和８年度予算では、みやま中学校統合によって旧東山中学校生徒の通学路に防犯灯を市が設置する事業に取り組んで進めてまいりまして、この事業においても電気代負担は行政区にお願いをしているというところでございます。

防犯灯に対する電気代、これを市が支払うということになれば、将来にわたって毎年継続

的な負担、3,500基で7,800千円、それ以外にもまだあるんですよね。市で直接払っている分も、別に街路灯とかがあるわけでございますので、そういう部分も含めていきますと、継続的な負担、そして維持管理、また用途廃止など整理するべき課題がまだまだ多うございますので、ちょっとそこは調査研究をさせていただいて、今後どういう支援ができるかというのは、市の財政状況も考えながら、やっぱり10,000千円以上は例年予算を組んでいかないといけないということになりますので、そこは調査研究をさせていただければと思います。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

10,000千円以上を市民に負担をかけておるということを十分認識してください。

市民の安全・安心を市民は守っていただくんですよ。公助でその負担をする。税なら分かります。負担金条例なら分かります。じゃないんですよ。そこら辺を十分分かられて、検討するということですので、また、いずれの段階でこれが進捗しなければまたお話をさせていただくということと、先ほどの一般質問の中で給食費の問題もありましたが、それも今答弁がありましたよね、教育長。給食費の負担軽減よりも、生徒の安全・安心を守るための設備が先だとおっしゃいましたよね。ここでも安全・安心をおっしゃいましたよね。一緒なんですよ。そういった部分を含めて市民ファースト、そのために行政はあるんです。それを十分考えていただいて、検討してください。

すみません、早く終わらせると言うたばってん、市長の答弁で長くなりましたので。

次は、言いますように、行政区、これはもう前回、全協でもお話がありましたし、我々も常日頃言っております。やっぱり人口減少に伴う行政区の加入が低いということで、いろんな問題がありますが、さっきも言いましたように、市民は地域の連携コミュニケーションを大事にしているんですよね。その中では、今言うように、地域が連携して、市のまちづくり、地域のまちづくりをやっているんですが、なかなかそれが届かないのが現状というかな。これをここに私はデータを持っておるんですが、よくよく見てみると、しっかりした行政区もあります。100％あります。

しかしながら、見てみると10％以上、多いところは40％未加入です。こういった行政区があるんですよね。もう一つこれを探ってみると移住・定住できる、言うなら、みやま市の中

でも、ある程度の規模が分譲できる、小さく５区画でも10区画でもできるところの地域、分譲されてある分譲可能な地域の移住・定住された地域が、さっき言います10％から多くて40％ですね、こういったのが現状なんですよ。

こういった分からして、今おたくがおっしゃったように、移住された方はチラシが（現物を示す）これはチラシですよ、これが詳しくかなと私は思うばってん。相手の説得、そすけん、その後、区はその方に言っているんですよ。説明をして、これじゃなく、密接な地域連携の話から言っているんですよ。しかし、なかなか現状は厳しいです。

そういった部分からして、任意ですから強制はできません。しかし、地域の連携、防災、いろんな部分からしたら、さっき防犯灯も一緒ですけど、その方たちは防犯灯は払うてなかっちゃんな。当然ながら区に入ってなかけん。しかし、防犯灯をしたらじゃんじゃん通りなはっじゃん。でしょう。そういった部分も十分理解していただいて、防犯灯代だけ取られるというのは大問題ですから、これは法的に取る根拠がないみたいですから、そういった分からするなら、やはり区に加入していただくような施策を取っていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そういった部分も踏まえて、ちょっと聞きたいことがございますが、これは教育長に尋ねてよかかね、１つだけ質問させてください。

さっき区の問題で、今言いますように移住・定住とかされた方、子育て世帯の方が、行政区に加入されてありました。

ある行政区の問題があって、私も聞いたんですが、３月になって行政区を退会したいという話がありました。原因は何と思いますか。小学生の子供をお持ちの方が退会したいということで区を退会されたんですよ。どういうことと思いますか。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

ちょっと行政区をどういう事情で退会されたかというのを想像の範囲内で、その方の背景が分からないので、ちょっとお答えがしにくうございます。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

難しいでしょうね。答えます。

子供が小学校を卒業したけんなんですよ。地域、このみやま市は行政区がございます。地域の中で子供会があります。それで地域見守り、集団登校していきますよね。共通したLINEとかいろいろ持っています。それで集団登校します。子供会に入っていなければ、当然、区が補助金を出しているんですよ。行政もいろんな行事も一緒にやっているんですよ、区の分がですね。そのときは入っとって卒業したんですよ。ですから、区からはもう退会しますと、こういった問題が出てくるんですよ。

それを子供に教育、子供は分かるじゃないですか。行政区はどういうことをやっているんだ、地域連携、コミュニケーション、そして、子育てをやっているということを分かりながら、もうお世話にならんでよかけんということか私は分からんばってん、こういうのが現実ですよ、市長。それを地域の方が、加入されてなかけん、地域に加入されてある方が負担しているんですよ、イコール。ですから、私はここで言いよるとですね。

ですから、そこら辺十分、難しい問題かもしれません。しかし、地域の連携からして、頭ひねったっちゃ現実やん。そうでしょう。この間、３月にそういう問題が、ある行政区であったんですよ。それで退会してあっですたい。

しかしながら、今言う地域が清掃活動とか、いろいろやっていますよね。防犯灯、さっき言うたごと、そのまま何もなかっちゃけん。でしょう。それを子供が知っているんですよ。それで、今、教育長に聞いたっちゃん。こういった問題がございます。

あと10分残して終わろうかと思うけん、最後に市長にちょっと重い話をします。私も残念に思っております。

といいますのが、我々議員は、こういう地域と密接に接して、地域住民、いろんな方たちの御意見を聞いて、ここで代弁しております。もちろん、議員として提案もします。その中で、私もいろんな市民の方から御意見いただきます。

そういう中で、先日、あるみやま市のことを考えていただく何名かの勉強会に私は定期的に呼んでいただいております。そこで勉強して、当然、市の市政の分も話しますが、その方たちの意見とか情報をいただきます。それを生かしてこういう話をしておるんですが、それとは別に地域の密接しとる方も聞きますが、１つ残念なことです。

今言います、みやま市は総合計画、まちづくりを市民とともにと言っていますよね。さっきも市長が職員とともに、職員全員と取り組むという強い決意をされましたよね。そして、

市民を説得していますよね。皆さんとともにといういろんな地域にも出向いて、お客さんにもそういった、やっていますが、その職員が行政区に入っていないんですよ。入っていないんですよ。今の退会された問題じゃない。みやま市のまちづくりをしましょう、安全・安心のまちをつくりましょう、行政と一体となってくださいと言っている人間が入っていないんですよ。それを再三、私は住民から聞くんですよ。そして、重き言葉と、私は問題と言うたばってん、現実ですよ。

こちらの議員の皆さんは全員入ってあると思います。地域と密に接して、共助でやってあるわけですから。その方は自助をやっていると思うんですよ、自分のことですから。しかし、共助、さっき三小田議員がおっしゃられた、オーストラリアから来られた私の集落のすぐそばですが、すごいですよ。近所に高齢の独り暮らしの方がおられる。庭の畑とか、全部草刈りばしてある。自ら共助ができる。まだおいでになって１年ちょっとかな、そういう方たちが、移住されたら自らやってある。しかし、もともとおった、失礼ばってん、職員さんが入っていない。どうしますか。そして、みやま市のまちづくり、安全・安心の活動、共助、どうして言えます。言うてあっですばってん。

そすけん、市民から私が聞くわけですよ。先日もそういうところに行って、そうおっしゃられたけん、非常に私も肩身が狭かったです。皆さんみやま市をどうするかと、いろんな考えを持って意見とか情報をいただく中の定期的に何名かでされたときに、私も呼んでいただいていろんな勉強させていただいております。そういった方々からも聞く、まして身近な方たちからも聞く、そして、今、市長がおっしゃった共助、電気代も集落で持ってくださいと、どうやって言えますか。なかなか言えんでしょう。さっき言いました、10,000千円近く恒常的に続くからとか言えんでしょう。

ですから、私は今回、こういう言い方をしよるんですよ。本来、違う一般質問をするごたったばってん、こういった分を度々お聞きするもんですから。市民にはそう言う。しかし、自らはない。どうしますか。市長は当然入ってあっですよね。それは安心して言いよっとやけん。しかし、今言う共助の方たち、そして、さっき言う、海外から来た方も。そういったことを知ったら、今んごたる答弁はできないと思うんですよ、市長。自ら検討しますと私は言えないと思います。

加入されていない方も、加入されてある市民が負担しているんですよ。でしょう。税ですか、税金ですか。違いますよね。みやま市の何か特定の負担金条例もないですよね。でしょ

う。共助じゃないと思うんですよ。それも入っていないけん。移住された方も問題ですが、職員さんも入っていない。これで進みます、みやま市はまちづくりできますか。なかなか難しいと思いますよ。そういうことも含めて最後。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今のお話、非常に重とうございます。

〔発　言　取　消〕

ＬＥＤに関しては、先ほど申し上げたとおりでございますが、今後、調査研究をさせていただきたいと思います。

未加入者の対応に関しましても、区によって異なっている事情、それぞれあります。

〔発　言　取　消〕

私は、みやま市というのは、本当にお互い温かい支え合いのあるまちであると信じております。そして、151の行政区があって、その行政区の中でも自主防災組織が防災対策室をつくって110ぐらいの自主防災組織ができてきました。全部の防災組織、全部の自治区に、行政区につくっていただくということを目標にして進んでおるわけでございます。そういうことも含めて、みやま市の安全・安心のまちづくり、ＬＥＤの今の問題も含めて、また未加入者、これを１人でも２人でも少なくしていくという努力は続けていかないといけないと思います。

〔発　言　取　消〕

以上、答弁を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中島一博君）

９番前原武美君。

○９番（前原武美君）

何度も申しますように、市は安全・安心のまちづくり、活力あるまちづくりを訴えてある

わけですね。行動されてある、行動をする人たちが共助がない、市民がそういう活動をしないと、まちづくりにならないんですよ、行政側の執行だけでは、そういった説得力もない。私も非常に残念です。重いです。しかし、これを言わざるを得ないです。

そういった部分からして、立派なまちづくりをするためには、そこら辺も十分念頭に置きながら、そして、区の市民の負担を軽減するような政策を取ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（中島一博君）

しばらく休憩いたします。再開は14時40分。

午後２時26分　休憩

午後２時40分　再開

○副議長（中島一博君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、12番瀬口健君、一般質問をどうぞ。

○12番（瀬口　健君）（登壇）

こんにちは。今日最後でございます。もうしばらく御辛抱いただきたいと思いますが、えらい執行部が急に人数が多うなりまして、何か私に相当言いたいことがあっとやろうかなと心配しよりますが。

では、12番議員の瀬口でございます。議長補佐の副議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、まちづくりについて、次の３点についてお聞きをいたします。

１点目、「スポーツ都市・みやま」の宣言を、２点目、ナフサ不足、資材急騰による公共工事等への影響、３点目は、濃施山公園の改善を、以上３点についてお伺いいたします。

各質問には幾つかの事項が掲げてありますが、一括して質問をいたしますので、御了解いただきます。

まず１点目の「スポーツ都市・みやま」の宣言をでございますが、ちょうど１年前の令和７年６月の議会において、みやま市で唯一の県立山門高校の生徒を含めた小・中・高の生徒たちが本気で夢に向かい、躍動する姿をこのみやまの地で見たい、そして、多くのアスリート、アーティストが誕生する自他ともに認める躍動するまち、みやまと願っての旨の質問をいたしました。

１年たった今、山門高校の入学志願者が、僅かですが増加したことは、教育委員会の努力だと評価をいたします。しかし、中学校の部活へのてこ入れや社会体育の運動施設の改善などは進展が見られず、大変残念でございます。ただ現在、慎重な議論をなされているとお聞きいたしておりますので、近々多くの生徒たちがさらに力強く躍動している姿を見られるものと信じております。

今回の質問は、前回の質問の延長でありまして、生徒、子供たちが躍動している姿を背景に、孤立した孤独な人が多い高齢者の方々もスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ってもらいたい。そして、若年層、中年層の組織の拡大、充実を図り、全市民がスポーツに親しみ、友情と思いやりの気持ちで満ちあふれた躍動するまち、みやま、こういうまちをつくってほしいと願っての質問でございます。

そして、このことが今回の主題であります「スポーツ都市・みやま」を宣言することによって実現をいたすならば、これ以上の喜びはないと思うところでございます。

３町合併前の旧高田町では、平成４年にスポーツ振興のまちの宣言をしており、当時は小学校、Ｂ＆Ｇ、高田体育館や農村広場、フル回転で大いににぎわい、近所のチームメートや人のつながりが強く、助け合う光景が多く見られたことを思い出します。

大牟田市では、とびうめ国体の開催を受けて、令和元年３月議会で、宣言の意思確認を行い、１年３か月の準備期間を経て、令和２年６月の議会において決意表明をし、同年に宣言をされております。同時に推進協議会も発足しております。

みやま市におきましては、来年はちょうど合併20年を迎えます。私の思いとしては、今議会におきまして、意思の確認をお願いし、準備期間を経て、来年の合併20年の年に「スポーツ都市・みやま」の宣言をお願いしたいと強く思っております。

市民の力でまちづくり、節目の年にふさわしい輝かしいすばらしい事業だと思いますが、教育長の御意見をお伺いいたします。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長どうぞ。

○教育長（藤岡育代君）（登壇）

瀬口議員の「スポーツ都市・みやま」の宣言をとの御質問にお答えをいたします。

まず、１点目のスポーツを通じた人とのつながりでございますが、近年、少子化、高齢化、生活様式の変化、人間関係の希薄化などを背景に、孤独や孤立が社会問題となっております。

そのような中、スポーツは年齢や性別、職業などを超えて人と人とを結びつけ、地域における交流やつながりを生み出す大変有効な手段であると認識しております。

スポーツ活動には、健康の保持増進という効果だけではなく、仲間と共に活動する喜びや達成感を共有することで、地域コミュニティーの形成や世代間交流の促進にもつながる大きな役割があります。また、スポーツを通じて顔見知りの方が増えることは、孤立の防止や地域での見守りの一つにつながるものと考えております。

本市におきましては、地域の高齢者サロンを中心に、ボッチャやモルックなどの軽スポーツに触れる機会を提供しており、市民の皆様に御参加いただいております。

次に、２点目のスポーツ振興のまち宣言についての御質問にお答えをいたします。

議員御紹介のとおり、合併前の旧高田町では、平成４年にスポーツ振興の町宣言を行っておりました。この宣言は、市民一人一人の健康づくりはもとより、家庭や地域の絆を深め、活気あるまちづくりを目指す理念を掲げて取り組まれており、大変意義あるものと受け止めております。

本市におきましては、議員御提案の「スポーツ都市・みやま」宣言は行ってはおりませんが、これまでのスポーツ振興に関する考え方を引き継ぎ、令和８年度みやま市教育施策の中でも、「スポーツで元気づくり」を柱に掲げ、市民の健康増進、生涯スポーツの推進、地域交流の促進などを進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

実際、私、この宣言のまちということで、そしたら、そういう方向でしっかり頑張りましょうよというお答えを期待しておりましたので、今どういうふうなことから最初取りかかろうかなと、非常に戸惑いを感じているところでございますが、この回答を見ますと、スポーツに非常に力を入れていらっしゃるということはよく分かります。ただ、私が今回言っておりますのは、スポーツの力で市民を、そして、市全体を活気づけようとした質問でございまして、これもそういうふうなことでございましょうが、ちょっと私には物足りないなという感じがしておるところでございますが、この全体で取り組むというところの意義を私は申しておるわけでございまして、全くこれを否定するものじゃございませんが、もっと大き

な分野で考えていただきたいなと思っております。

それで、今私が言っております市民、そして市全体への活気をスポーツの力でということには御理解いただけますでしょうか。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

瀬口議員のスポーツの力で市民を躍動する、活気づけるような取組をということについては、私もスポーツの持つ力については認識しているところでございます。

みやま市教育委員会といたしましては、先ほどお話ししましたように、教育施策の中の社会教育の４つの柱の一つにスポーツ振興というのを掲げています。これを大きくしたのがこちらでございますけれども（現物を示す）、そして今年、それぞれの課にスローガンとか、今年何を頑張るかということを各柱ごとに、宣言といいますか、スローガンをつくってくれというふうに今年言いました。今年、スポーツの振興には「スポーツで元気づくり」というスローガンを担当課で掲げてくれています。この中でのスポーツのイベントとの充実というのを掲げておりますので、まずはここを充実させることで、市民全体へのというふうにつながらないかなと考えています。

担当課のところでその辺りを少し説明させていただきます。

○副議長（中島一博君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

今、教育長のほうが御説明いたしました「スポーツで元気づくり」は、今年度の社会教育の４本柱の一つに掲げて、新たに言葉も変えて取り組んでいるところです。

瀬口議員が御質問の中で言っていただきましたように市民全体、市とどこかの一部だけではなく、その他、ほかのいろんな団体と連携したスポーツの振興ができないかというところで、今現在、それを想定しているのが市民スポーツ大会です。現状、今、市と公民館を中心に市民スポーツ大会をやっているところですが、ここの参加者がやはり少ないなというふうに課題を感じております。

今回、御質問をいただいたので、そこをちょっと深掘りさせていただいて、ここをキーワードに、瀬口議員がおっしゃったように、ほかの団体、市と一部の団体じゃなくて、例え

ば、高田町が旧町のときにやっていた職場スポーツだったり、職場のいろんな職の方たちとか、家庭でも家族でチームをつくってとか、そういうふうに参加できるような形での募集をかける、また市民スポーツ大会の認知も低いのではないかと反省しましたので、まず告知にも力を入れていきたいというふうに思っております。

まずは市民スポーツ大会、今年度も10月に行いますが、そこに力を注いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

構想は分かったわけですが、今もスポーツ協会というのがあるですたいね。それが主になっていくかもしれませんが。

大牟田市の事例とか申しますと、今おっしゃったように、市民を抱き込んでいろいろやろうという試みは非常に私はいいなということでございます。それを成功させるためには、現状の力では成り立たないというのが私の持論でございます。だからこそ、いろんな企業、事業所、そういったところまで抱き込んでの組織づくりをしないと非常に難しいのではないかと思っております。

今の体育協会、市のほうも参加、加入しておりますが、やはり体育協会の種目別というのは、自分の組織だけの繁栄といいますか、それをまずは優先するわけですね。ですから、横のつながりというのはあんまりないんですよ、何かをやろうとするためには。ですから、高田町にいらっしゃったと思うんですが、高田町はスポーツ推進の町ですかね、そういったときには、体育協会だけではどうも町民全体を巻き込むことはできんということで、３本柱をつくったわけですね。それはもう部長も御存じのとおり、体育協会、それから体力づくり推進会、体育協会というのは大体アスリートとか、そういうのを目指すと。体力づくりというのは、軽スポーツとかでやっていこうと。それと一つ大事なことは、職場スポーツ連盟。町内の各職場を巻き込んでやっていきましょうということで、非常に活気のあるまちづくりをした大きな成功例の一つじゃないかと思っているところです。

先ほど言いました大牟田市でも、とびうめ国体の開催を受けて、準備期間を経てスポーツ都市の宣言をしておりますが、ここも体育協会だけでは全体を動かすことはできんというこ

とでこれをつくられたわけです。もっともっと多くの市民に、スポーツを通じて、ここにいろんなスローガンみたいなのがありますが、大牟田のまちはスポーツに親しみ健康な体をつくり、楽しみ、明るい生活を送り、そしてスポーツを愛し、友情と触れ合いの場を広げる。最後は活気あるまちづくりをするというようなことで、こういった項目といいますか、こういった目標を掲げて、市全体にスポーツを波及させて取り組んでいきましょうということです。

今、市民スポーツ大会の開催を拡大していくということですかね。恐らくどれくらいやられるか分かりませんが、年々減少になっていきよるという話もちょっとあったわけですけど、それは何かと、それを検証せないかんわけですよ。少なくなっているから、今からそれに力を入れていきます。後の何の周りの工夫もせずにやろうとしたって、これが一朝一夕にできるものかなというふうに私は考えます。

それで、私、一方的にしゃべりますけど、大牟田市がこういうふうな宣言をやって、協議会をつくったと今言いましたけど、これに市内の五、六十団体が推進協議会に加盟をしております。それで一つの大会を行うと大体3,000人の方が参加する。ファミリースポーツ大会、ファミリー大会と称する大会には、データは調べてあると思いますが、5,000人以上なんですよ。5,000人以上の参加があります。これは何の力か、これは宣言のまちの力なんです。口だけでこうこう言い寄っても、やりましょうよ、やりましょうよと言ったって、なかなか人は動かんと、一度スポーツから離れた人間は。何かのきっかけが必要なんです。そして、誰かの号令が必要なんですよ、何か大きな号令がですね。これがスポーツ宣言のまちという大きな旗印の下での号令が必要であると。そして、こういうことで皆さん今まで、例えば、ゲートボールをしなかった人も一緒にやりませんかというようなことで進めていかれれば、私は成功するんじゃないかと思っておりますが、今私がいろんな進め方の話をしましたが、どういう感想でございますか。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

スポーツの持つ力は、本当に健康づくりとか、人と人とのつながりづくりに寄与するということはもちろんでございますが、私は、競技スポーツまで捉えると、スポーツの持つ力は挑戦力、それから忍耐力、そして逆境に立ち向かう力など、人生を乗り越えていく力を養う

ことができると、そういうふうにスポーツの力は持っていると認識しております。

青少年を対象とした事業では、今年、トップアスリート、長岡望悠選手やルリーロ福岡、アビスパ福岡といったトップアスリートの方々を招いた事業も計画しているところでございます。

そして、先ほど課長が申し上げました市民スポーツ大会や市民駅伝大会をいま一度この事業を見直し、参加者を増やして、充実発展させて、そして機運を盛り上げ、みやま市全体でスポーツ振興に関する機運が高まるように、今年は努力してまいりたいというふうに思っています。

そこで、市民のスポーツ振興に関する機運が高まったときに、議員おっしゃる宣言という景色も見えてくるものと考えております。

以上です。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

教育長、最後におっしゃった言葉、まず最初になぜ言わんですか。まず最初に言いなさっと、私もいろいろ言わんちゃよかですけど、活気が戻ってきて、少しでも皆さんがスポーツに親しんでくるという状況を今の方法でやっていって、そういう機運が見受けられたらひとつ取り組みましょうという話、もう最初にそれを言われると、ああそうですかと、２分で終わっとったです。

○副議長（中島一博君）

藤岡教育長。

○教育長（藤岡育代君）

今、参加者もちょっと減少傾向にあるということで、ここに数値を持っておりますけど、ここにてこ入れして振興させたいと。駅伝については、議員の皆様も参加していただいて盛り上げていただいておりますので、そこのところをまずてこ入れをして、発展させていきたいなと。そして、機運を高めていきたいなと思っているところでございます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

先ほどからも教育長の話でありましたが、今は校区公民館の大会、そういうとも非常に少なく、敬老祭、地域の祭り、そして、ましてや隣組の人たちとの会話、こういったところも減少しているというのは確かでございます。

こういう人間関係の希薄化、これが高齢者だけではなく、非常に若年層、年代を問わず、そういった孤立した人たちを以前にも増して多く見かけるというふうなことでございます。

先ほどもちょっとあったようでございますが、マスコミでは、若年層の事件関与、こういったのが最近大きく取り上げられております。このようなありさまをぜひともスポーツによって少しでも打開できれば、非常に幸いかなと思っているところでございます。

副市長にお伺いしますが、スポーツ立県福岡、今も継続中なんですよね、今もですね。

○副議長（中島一博君）

森田副市長。

○副市長（森田泰平君）

瀬口議員がおっしゃられたスポーツ立県福岡、福岡県を挙げて取り組んでいると、現在も継続しているというふうに認識しております。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

県挙げてのスポーツを推進しておるということでございますので、ここの近所では私が知る限りは大牟田市しかなかですかね、ほかにありますかね、なかでしょう。久留米市はありますか。

○副議長（中島一博君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

近隣でいくと、八女市はスポーツと健康というふうな柱で宣言をされているのと、久留米市はスポーツ宣言をされております。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

そういうふうな盛り上がりができた時点で取り組んでいこうというような回答でございま

す。何でも前向きなほうがいいと思います。教育長も学校の先生時代は生徒に教えよったでしょう、返事は大きく「はい」ですもんね。そういう答えを期待しておったんですが、少しは先々望みがあると思います。

ぜひとも、スポーツでまちづくりというのは、正直言ってあまり金もかからんわけですよ。ほかのまちづくり、私もいろいろ言いましたけど、お金がかかります。しかし、こういうふうなことで、皆さんのみやま市民の方たちの絆が深まって、思いやりのあるまちづくりができて、そのまちに活気があるということなら、これ以上のことはないと思いますので、ひとつ早くこういうことに着手できますように期待をしておるところでございます。

実は、この件を大牟田市では市長さんのほうで、何か受け答えをいろいろされておるんですよ。それで、どっちにも聞きたいなと言いよったら、いや、教育委員会でしょうという話だったので、私は非常に気持ちとしては市長の御意見も、今おっしゃりよるけんが、早く盛り上がりを持ってこういう宣言ができたらと思っておりますので、９月議会でまたちょっと言おうかなと思っておりますが、まだ盛り上がらんですかということでね。それで、市長さんにもこういうふうな取組ですよ、どういうふうな感じを持ってあるかということでお聞きいたします。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員の熱い思いはもう重々拝聴いたしております。瀬口議員のスポーツに対する熱意、それから行動力には、日頃から、また若い頃から敬意を表しております。

若い頃からスポーツで、特に野球で甲子園で優勝されたという、そのときのメンバーであったということで、私も小学校時代、あのパレードは目に焼きついております。もう大きく手を振って歓迎をいたしました。私もスポーツが大好きでございまして、いろんなことをやってまいりました。また中学校に勤務しておりましたときにも、部活動の指導もして子供たちと一緒に汗を流して、スポーツで汗を流すということは本当にきついけど、気持ちのいいものです。

スポーツの力というのは、そういう意味では人間形成、体、心を育てる意味では、議員がおっしゃるとおりでございますし、また、本市で先ほど教育委員会のほうからも申し上げた、スポーツで元気づくりということで取組を進めております。これも大事なことで、学校だけ

ではなくて、やっぱり全市を挙げて皆さんたち、特に高齢者の方々も元気にスポーツをしていただくということで、健康寿命を延ばすということは非常に大事なことでございますので、医療費の軽減にもつながりますし、そういう意味でいうと、スポーツの力は大切なことでございますので、今、教育委員会でも申し上げましたように、そういう機運を今後また盛り上げていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

少しでも早い実現を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で１問目を終わります。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）（登壇）

２点目でございますが、ナフサ不足、資材急騰による公共工事等への影響はについてお尋ねします。

今日の物価高は、中東情勢の緊迫化を背景としたナフサの供給不足が大きな要因だと言われております。このことにより、製造業や建築業はもちろん、様々な業界に重大な影響を与えております。このため、各地の公共工事にも深刻な事態をもたらしており、県の事業や福岡市、飯塚市など、県内の９割の自治体が入札不調等の影響を受けているとの情報もございます。

みやま市におきましても、今年度中に完成予定のストックヤードや、みやま中学校の新築工事など大型事業が控えておりますが、これらへの影響はどうなのか、現況や対策等をお尋ねするものでございます。

このほか、建設都市部の水道管取替え工事、介護福祉部のあたご苑のエアコン設置工事の件も順次お願いをいたします。

また、全員協議会で説明がありましたが、ごみ袋の件、そして、プラスチック回収の要請などについてもお聞きをいたします。お願いいたします。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、瀬口議員の２問目の御質問にお答えをいたします。

瀬口議員のナフサ不足、資材急騰による公共工事等への影響はとの御質問でございます。お答えをいたします。

まず１点目のストックヤードへの影響の有無と今後の対策等についてでございます。

ストックヤードは今年度内の完成を目標に、現在、７月の入札に向けて準備を進めておるところでございます。議員の御指摘のとおり、資材の高騰は顕著であり、当初の予定から部材等を一部変更して実施する予定でございます。

工事の着工から完成までは、当初４か月程度を予想しておりましたけれども、資材等の調達の遅れも懸念されることから、７月に入札を行い、速やかな工事着工により工期を確保し、年度内完成を目指す予定でございます。

次に、建設都市部をはじめ、市役所の他部局の状況についてでございますが、現段階では物価高騰による入札不調が１件あり、部材の単価を見直して予定価格を再計算し、再入札を行いましたが、こちらも不調となっております。今後、随意契約を含め、他方面との調整が必要であると考えております。

次に、２点目でございますが、ごみ袋の現状と今後についてでございます。

４月21日時点での本市の在庫でございますが、可燃ごみ袋の大が72万9,000枚、同中袋が８万6,000枚、プラスチック用ごみ袋の大が18万4,500枚、同じく中袋が５万9,000枚、事業所用ごみ袋が３万7,500枚となっております。

悪化する国際情勢の報道等の影響もあり、今年度に入り、市内店舗からごみ袋の発注が増え始め、本市の在庫数が減少し始めました。

そこで、ごみ袋の在庫の確保及び原材料のさらなる高騰による影響を回避するため、今年度は発注を前倒しし、在庫確保しております。

可燃ごみ袋大を65万枚、同中袋を25万枚、プラスチック用大袋を25万枚、同中袋を８万枚、事業所用ごみ袋20万枚を今年度は２回に分けて納品を受ける予定でございます。

現在の在庫と合計いたしますと、今年度中はこの数で十分に賄えるものと見込んでおります。今年度の発注単価は昨年度と比べ、やはり高くなっておりますが、店頭販売価格に変更はございません。市民の皆様には安心して購入していただけるものと考えております。

次に、３点目のプラスチックの回収についての国からの要請、通達についてでございますが、環境省から受理した最新の通知は、本年４月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る各種手続の改定についてという事務連絡でございます。

同手引では、プラスチックに係る資源循環の促進等の基本方針として、社会全体の基本的方向性と役割分担が記載されております。その中に、事業者は自ら製造、販売したプラスチック製品の自主回収、再資源化を率先して実施することと記載されております。

本通知は、令和４年４月に施行されたプラスチック資源循環促進法に係る各種手続に関する重要な通知でございますが、自主回収については、事業者が実施すべき役割として位置づけられております。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

これは今お尋ねしているうちのストックヤードと建設都市部、これは建設都市部をはじめということで、ほかの介護福祉部と教育部は、また別に報告願うですか。

○副議長（中島一博君）

城戸建設都市部長。

○建設都市部長（城戸邦宏君）

瀬口議員さんの御質問に、建設都市部に関するものについては、私のほうからお答えさせていただきます。

建設都市部の各課の入札の状況でございますけれども、これまで入札の不調ということはなく、順調に進めることができておるところでございます。

瀬口議員さんも御心配いただいておりますように、とりわけ水道管の布設替え工事につきましては、ポリエチレン管などナフサを原料とする資材を使用しておりますので、さらなる資材価格の高騰でございますとか、資材調達への影響、それから納期の遅延などが懸念されるところでございます。

こういった懸念されることが現実となった場合には、受注業者と設計の変更でございますとか、あるいは工期の延長等を協議してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにつきましても、今後、国、それから県の通知、それから他の自治体の動向を十分注意しながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

田中介護福祉部長兼福祉事務所長。

○介護福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）

私のほうからは、あたご苑の改修工事の入札経過について御報告をさせていただきます。

あたご苑の改修工事につきましては、今年度の当初予算に工事請負費を計上させていただいております。内容は大きく３つに分かれておりまして、１点目が空調設備改修に係る機械設備工事、２点目が照明ＬＥＤ化等の電気設備工事、３点目が空調照明工事に伴う天井の補修及び内壁改修等の建築工事となっております。

まず、５月に一般競争入札を行いましたところ、機械設備工事と電気設備工事については落札をしております。しかしながら、建築工事につきましては、全者が辞退となっております。これを受けまして、予定価格を再計算いたしまして、先週、指名競争入札を実施したところでございますが、今回も全者辞退という結果に終わったところでございます。

辞退された理由を聞き取りさせていただきましたところ、金額が見合わない、資材の単価が上昇中で積算ができない、それから人手が足りないなどという理由が主な理由になっております。

今後の対応につきましては、現在、契約検査課等も含めまして協議を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（中島一博君）

堤教育部長。

○教育部長（堤　則勝君）

教育部の中では、工事として今、設計業務を進めていますけれども、みやま中学校の建設工事がございます。来年度から工事の予定という状況でありまして、今の状況については、教育総務課長のほうから回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（中島一博君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

みやま中学校の校舎建設につきましては、令和９年度から令和11年度ということで、５月８日の全員協議会のほうで、基本設計のほうをお示ししております。

今後の実施設計の中で、材料とか、そういったものについては検討してまいりますので、その段階で気を配りながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、令和８年度の工事の関係でございますけれども、高田中学校の外壁の改修工事、それから、みやま中学校仮設駐車場の工事のほうを発注しておりますけれども、こちらにつきましては受注のほうをいただいているところでございます。

石油製品由来の資材のことについて尋ねておりますけれども、調達はできているというところで伺っております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

この回答書、次に建設都市部をはじめ市役所の各他部局の状況についてでございますということで、現段階は物価高騰により入札が不調に１件ありますというのは、これはあたご苑の件ですもんね。もしあたご苑の件が、また入札を再度したけれども、これも不調だったということですよね。今のところ私なりにまとめよったですけど、今のことが一つと、ストックヤードは資材高騰、今年度予算を大きく上回ると。それで、一部資材を省いたり変更したりということで、７月の入札を目指しておると。それで、完成も今年度中に完成するように努力をしておりますということでよかですね、まとめは簡単にですね。

それと中学校建設、今の話だと、もう設計段階から大きく予定価格を上回っておるということをおっしゃりたいんですかね。

○副議長（中島一博君）

河野教育総務課長。

○教育総務課長（河野成嗣君）

みやま中学校の校舎の本体設計につきましては、全員協議会のほうでお示しをしております。本体工事費は55億円ということで設計委託のほうを行っております。

ただ、近年の物価上昇によりまして、現段階で58億円程度という形になっております。こ

れにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、実施設計の段階で幾らかしていくような感じで調整を図ることができればと思っております。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

あと、建設都市部は今おっしゃったように、今のところは入札は順調にいっておるということですよね。しかし、今度は資材の遅延とかが非常に懸念されるということですね。そういうときに協議をしていきたいと、そういうことでございますね。

それで、お聞きしますと、非常に影響が出ているなということでございますが、今さっきの気になっとが、あたご苑の不調が２回続いたということでございますけど、何か特段の考え方があるとですか。向こうにしゃっちでんが下げろち言いなっとじゃい、うちがうんにゃ上げますと言うとじゃい、どげんですか、向こうに下げろと言うとでしょうもん。どげんですか。

○副議長（中島一博君）

田中介護福祉部長兼福祉事務所長。

○介護福祉部長兼福祉事務所長（田中聡美君）

まだ予算の範囲内というところもございますし、今、市長の回答の中にもございましたけれども、今後、随意契約も含めというところも念頭に置きながら、何とか工事を早く始められる形にしていきたいと思っておりますけど、まだ詳細については協議中でございます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

この深刻な状況は、専門家の話では、来年前半には収まるでしょうということが述べられておりますが、品薄を見越して、各業界、貯蓄を優先した業者のために物流の停滞が続くでしょう。そういうことから、まだまだ末端では苦労すると思われます。

一度高騰した価格は簡単には戻らないと思います。補正予算などを組むような事態も予想されますことから、資材価格高騰や調達難などの情報収集に注視しながら対処していかなければならない、こういうことになろうかと思いますが、価格の折り合いがつかず、事業を延期した自治体も数多くございます。

みやま市においても精査をして、先に延ばせる事業は勇気を持って延期することも必要ではないかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員おっしゃるように、今の世界情勢からして非常に厳しい状況であることは認識しておるわけでございます。やはり先ほどもありましたように、入札の不調でありますとか、それが出てきておりますが、しっかり状況を把握しながら、市政に影響のないように進めてまいりたいと思います。

次の分になりますけれども、ごみ袋等も併せて先を見越して確保に本市としては取り組んでおりますし、それ以外についてもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

ごみ袋の件は非常に努力をされて、前で手を打たれて、金額は今と同じ金額で市民に提供できるということで、市民の方も一安心だと。それで、ストックのほうも今年度いっぱいはもう十分蓄えがあるということでございますので、問題はその後ですもんね、ストックがなくなった後ですね。できるだけ市民には負担をかけないように努力をしていただきたいと思っております。

また関連でございますが、本市は農業のまちと、これは当然市長も言ってありますけれども、長田地区のナス生産者の方から、農業用のビニールが非常に高いと。そして、高いならいいけれども、入手がなかなか困難であるという話がありますが、市長の耳にも入っているかなとも思いますけど、入手が困難ということになれば、農業もなかなかうまくいかないということでございまして、市として何か支援策は考えてあるかどうか、もし考えてあればお聞かせ願いたいと思うところです。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

資材に関しては、市がどうのこうのできる部分ではございませんが、ＪＡさんからの聞き取り調査で、今期張り替えに必要なビニールについては、４、５月に注文分で確保できているということで伺っております。

しかしながら、現在の国際情勢でございますが、先ほども申し上げましたように、農業資材ばかりでなく、いろんな資材の高騰、それから流通等に影響が出ておりますので、今後も情勢を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと思います。

それ以外では、聞くところによると、今年度使った分を来年度も使えるように、ＪＡさんのほうでは取っておいて、いざというときはまた来年度も使えるようにという指導もあっているようでございますので、先を見越してまた取り組んでいかなければならないと。また、農協さんとも併せて連携を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

いろいろ考えてあるということで、非常にナス農家の方も一安心かなというふうに思うんですが、これが着実にできればいいんですけど、ひとつ御支援のほうよろしくお願いしたいと思います。

プラスチック回収の件については、今ここでありました４月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、これ以降は出とらんとですよね。私ネットで調べたら、国からの要請文があったもんで、ちょっとお聞きしたところですが、４月以降は別に来ていないということですたいね。

○副議長（中島一博君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

皆様改めましてこんにちは。すみません、日付を忘れましたが、つい数日前、同じものをもう一回受理しております。中身は変わっておりません。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

同じなら、もう別段やることも要らんとにですね。やらんとでけんとでしょうね。

入札等に関しては、まだまだ苦労すると思いますが、ひとつ頑張っていただきたい。そして、適切な対応をお願いしておきます。

以上でこの質問については終わります。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）（登壇）

３点目、濃施山公園の改善についてお伺いします。

令和６年６月議会で、高田町活性化拠点づくりのその後について質問をいたしました。その中で濃施山公園のことも質問を当然しております。これに対し、長寿命化計画に基づき、安全性、快適性を配慮した公園、緑地の保全、整備を図り、地域住民の交流、憩いの場となるよう取り組むと回答してあります。あれから２年たちます。これといった改善はなく、執行部が言う快適性や憩いの場には少しかけ離れたことになっておりませんかということでございまして、来園者も鯉・恋・来は大盛況でございますけれども、年々減少しております。これは有料施設のことから人数を割り出しております。

開園から30年以上たちますが、再整備されたところは全くありませんと言わんですよ、ほとんどありません。通告には改善場所を列記し、新設もお願いしておりますが、多分時間がないやろうということで、私もこちらのほうから幾つか絞ってお聞きしたいというふうに思います。

まずはトイレ改修ですが、和式だけのトイレがあると。なぜ和式なのかと、洋式になぜしないのか。この洋式トイレの件は、平成21年の一般質問で、回答では年次計画を立ててやっていくというような回答があっております。

それから次に、池の景観ですが、非常に今水位が低く、情報ではこのままですよというような話だったから、ちょっとお聞きします。噴水も上がっておりませんし、噴水は家族連れがこれを見て非常に喜ぶ人が多いと。これでいいのですかということでございます。

次に、茶屋の設置について伺います。かき氷やアイスクリーム等が食べられる、ほっと一息できる休息の場が欲しいと。これは家族連れの方の御意見です。あずまやみたいなものだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、３点について考えをお聞かせください。

○副議長（中島一博君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、瀬口議員の濃施山公園の改善をとの御質問にお答えいたします。

本公園は、市内外の多くの利用者に親しまれてきた貴重な施設であり、議員御指摘のように、近年の来園者の減少は大きな課題と認識しております。

まず１点目の濃施山公園を市民の憩いの場として改善するためにはについて、その改善の箇所でございますが、北側駐車場斜面のツツジ花壇につきましては、年２回の委託業者による除草作業を実施しております。今後も来園者の目を引く景観づくりに取り組んでまいります。

夜桜見の質問に関しては、先ほどおっしゃられなかったので、飛ばします。

トイレの改修についてお答えします。トイレの改修につきましては、利用者の快適性向上のため、長寿命化計画に基づきまして優先度を判断し、計画的に進めてまいります。

次の木々の繁茂によるプライバシーの改善も飛ばさせていただきます。

池の景観につきましてお答えいたします。池の景観につきましても、維持管理の充実を図り、季節ごとの美しさを保つよう努めてまいります。

次に、２点目でございます。

有料施設の利用客の減少についての所見はについてでございますが、パターゴルフ、バーベキュー広場、キャンプ場などの有料施設の利用客は減少傾向が続いております。施設の老朽化が一因と考えられますけれども、利用拡大には利用者ニーズの把握が必要でございます。今後、利用者の声を丁寧に聞き取り、施設の魅力向上と利用促進策を検討してまいります。

４点目でございますが、４点目の来園者の息抜きできる茶屋の設置をについてでございますが、今後、維持管理等の問題にも影響をしてまいりますので、管理運営体制でありますとか採算性を含め、他の自治体などの状況を調査、研究してまいります。

濃施山公園は、議員おっしゃるように、市民憩いの場でございますし、地域活性化の拠点と考えております。引き続き、家族連れから高齢者まで、全ての世代が楽しく過ごせる公園づくりに取り組んでまいる所存でございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中島一博君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口　健君）

あと２分少しでございますので、この茶屋の問題に絞ってちょっとお聞きしますが、やはりあそこを歩いていただくとすぐ分かりますが、休憩する場所が非常に少ないということで、景観も含めて、自販機はいっぱいありますけれども、座って子供さんたちが暑いさなか、アイスクリームを食べたり、かき氷を食べたりというところがないということで、私にちょっとどうですかという質問をなさったところでございまして、見てみますと、当然公園にはそういうのはどこの公園にも大体あるですたいね。もう散歩して行って、ちょっと座ろうか、ちょっとあずまやみたいなもの、そういったものが非常に公園にはよく似合いますよ。ぜひお願いしたい。

それから、これもまた維持管理等の問題が出ておりますが、こういうのが出るのは当然、当たり前でございますけれども、何でも時代時代、もう30年以上たっておりまして、時代時代のニーズに合わせてやるという、これが本当に市民目線の行政じゃないかなと。30年前こうやったけん、このままでよかですよとは当然なりませんよ。今の方たちはどういうふうな要望をされておるのか。そういう形が今度のあずまやというところで出てきたというふうに私は思っておりますので、これは近隣のあれを研究してまいると。研究するじゃなくて、先ほど教育長のごと、「はい」と言うてもらうと何ということなかですたいね。大した金額やなかと思いますよ、あずまやね。これは各家庭にもあります。家庭にあるのは御存じですたいね。あずまやは家庭にもあるですたいね。なか。なかと言うならどうもされん。そこら辺もあるですよ。道沿いにちゃんと造ってあります。そうですから、公園というところ、やっぱり時代時代でニーズが変わってきますので、ひとつぜひともよい方向で考えていただきたい。

もう時間が来ましたので終わりますが、何事も要望はいたしますけど、いつも金金金でありますが、金も市民を感動させる一つの使い道でございますので、ぜひともお願いして終わります。ちょっと時間足らずででけんやったですね。

○副議長（中島一博君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議は６月19日となっておりますので、御承知おき願います。

午後３時41分　散会